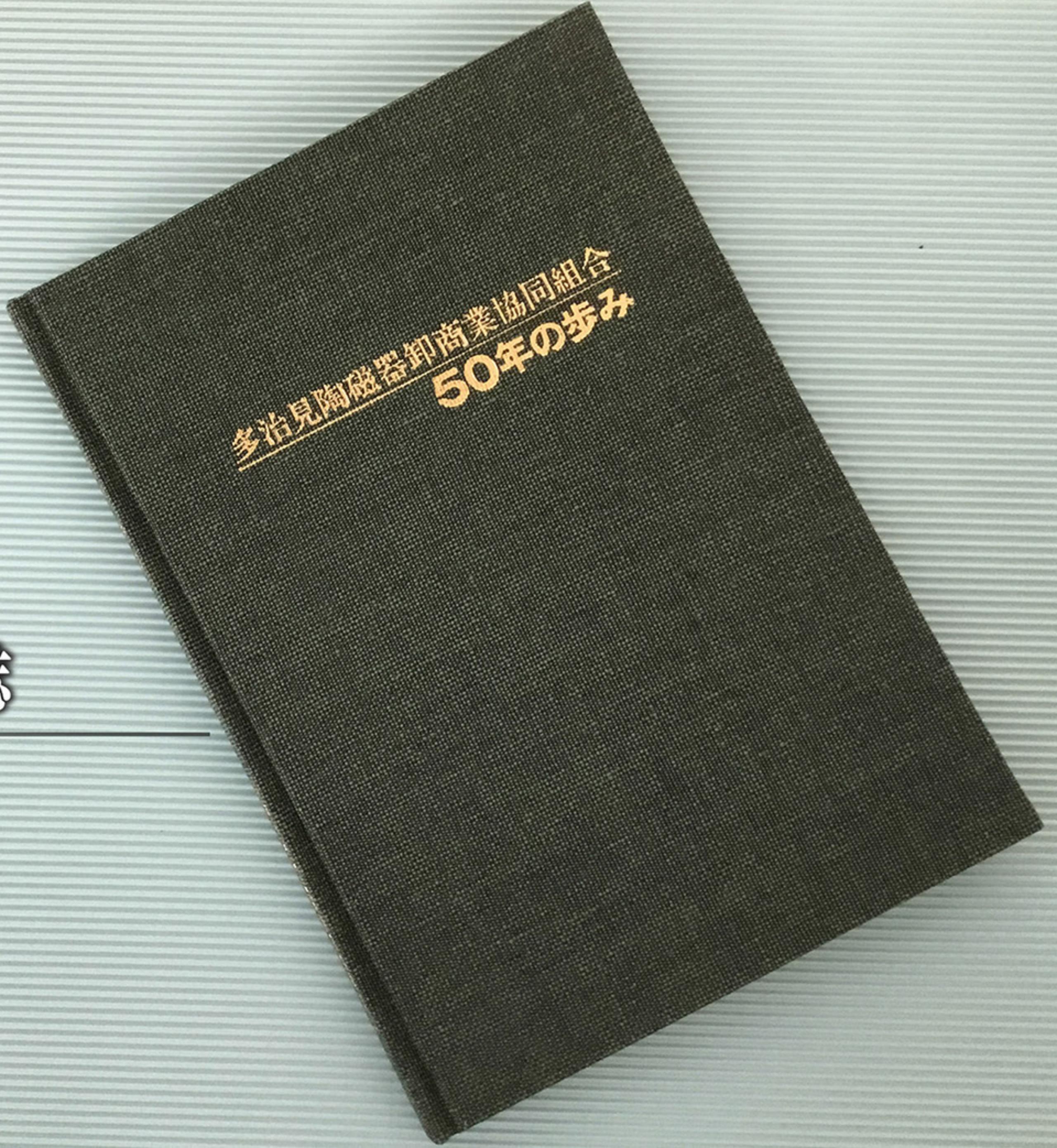


# 復刻。多陶商50年誌

昭和53年（1978）発行

- 成田空港開港
- 日中平和友好条約
- ディスコブーム
- インベーダーゲーム
- ピンクレディ/UFO



## はじめに



業界並に組合員の皆様、日頃は大変御厚情を戴きまして誠に有難うございます。

一昨年、資材倉庫併用立派な組合事務所が新築出来たのを機に、当組合創立以来およそ半世紀にわたる我が業界の歩みを振り返り、さらに現在の組合活動の姿を次代に伝えたい意図から、50年誌の編集に着手いたしました。

かつて組合活動その他の記録が残っていないので、発刊まで長い日時を費しましたが、今回この企案は後世に我々の先輩や我々のたどった足跡を残し、何らかの参考になるものであれば意義深いものと思います。

当組合の歩いてきた歴史を振り返ってみると、国家の存亡にかかわる太平洋戦争をはじめ、生きることに精一杯の時代が次々と続き、温故知新などと心安らいで公事に関心を持つ余裕もない時代が長く続きました。戦時中は事務所の明け渡しなどもあり、二転三転のうちに資料の多くも散逸処理されてしまっております。

組合創立以来50年近い星霜を経たことは確かな事実です。年次別に出来るだけまとめたいと思い、編集にあたり、かつて御活躍戴いた古老先輩諸兄の記憶をたどってまとめましたが、断片的な部分もあり、内容豊富とはいえない面もあります。重点を現在の姿の紹介に置きながら、将来の夢を含めて過去の記録を収めた本誌が、いささかなりとも後代の参考になれば幸いと思う次第です。

昭和55年2月

多治見陶磁器卸商業協同組合

理事長 坂崎重雄

## 市長あいさつ



多治見陶磁器卸商業協同組合誌を発刊されるに際してご挨拶申し上げる機会を得ましたことは私の喜びとするところであります。

昭和7年当時の陶商の先覚者達が時代の要請と、将来の布石として陶商組合の統合設立に奔走せられ、多治見陶磁器卸商業協同組合の前身である美濃西部陶磁器商業組合を、昭和9年1月に設立されました。満州事変、支那事変、太平洋戦争敗戦、戦後の混乱、復興期を経て、最近におけるドルショック、オイルショック等、幾多の難関をのりこえて、半世紀にも及んだ歴史は、歴代理事長、役員の方々を中心に組合員の方々が一致協力して打開してこられた成果であります。

しかしながら、1980年代を迎えて、ますます経済環境が厳しくなつてまいりました。

中近東の政情不安に端を発し、エネルギー問題を口火に世界的インフレ、円高、円安による輸出の不安定、資源不足による製品のコスト高、後進国の急激な追い上げ等、どの一つを取り上げてみても美濃焼業界の前途に先行き不安な情勢が覆いかぶさっておりますが、組合員の方々の英知とたゆまざる努力は必ずや、これを克服され、前進を続けられると信ずるものであります。

このときに当り組合誌が発刊されますことは意義深いものであります。今後一層、組合員が一致団結して組合発展に尽力されることを祈念して発刊のご挨拶といたします。

多治見市長 加藤直樹

## 商工会議所会頭あいさつ



多治見は美濃焼の集散地として近郊窯屋の製品を集め、これを全国各地はもとより海外にも売捌いていた卸問屋の実力と羽振りは大したものであります。これは、今をさかのほること約半世紀前の姿であり、当時の多治見はモノと人の出入りも活発で、西ヶ原町の紅灯街をはじめ市中は大変な活気を呈しておりました。

多治見陶磁器卸商業協同組合は、この力強い伝統を継承して今日に至っております。しかし、文明の進歩と共に陶業メーカーは生産を機械化し、その威力を發揮するに従い、商業側は往年の影を薄めた感を今日見せております。けれども、陶磁器は素材から製品に至るまでいくつもの部門を経て製品となり、流通機構の流れに乗るのであって、商工上絵一体となった相互協力が行なわれて、はじめてその機能が果たされるものであるといえましょう。商工に上下の別なく、あたかも車の両輪のごとく不離一体が自然の姿であると思われます。

今回、組合の過去の姿をさぐり、現在及び未来に向かっての確かな指針を築くための組合活動50年の資料をまとめようという企画は、まさに意義深く喜ばしいことと思います。

多治見市民は、宿命的に土と炎に生きる焼物に関連して、おそらく後代までも生命を守り続ける運命に置かれているものと信じております。この上は、地場産業の力強い発展を衷心より希願期待して止みません。

多治見商工会議所  
会頭 関谷源吾

# 歴代理事

初代理事長  
故 水野 春吉  
在任期間／昭和9年1月～  
昭和16年12月



二代理事長  
故 深 萱 憲一  
在任期間／昭和17年1月～  
昭和22年10月



三代理事長  
故 安藤 英夫  
在任期間／昭和22年11月～  
昭和23年10月



〈略歴〉  
明治23年7月生まれ。山春水野春吉商店経営。組合理事長をはじめ町会議員、多治見市参与、多治見市監査委員、多治見陶商連合会長、公安委員長、青色申告連合会会长等公職にも活躍。昭和35年7月逝去(70歳)

四代理事長  
故 水野 義雄  
在任期間／昭和23年11月～  
昭和25年3月



〈略歴〉  
明治22年2月生まれ。菱松深萱商店経営。二代目組合理事長、多治見市議会議員、多治見市調停委員、多治見市造紙会会长等に活躍。昭和47年2月逝去(83歳)

五代理事長  
故 古田 一 次  
在任期間／昭和25年4月～  
昭和33年4月



〈略歴〉  
明治28年6月生まれ。丸山陶器社長。三代目組合理事長多治見市消防団長、多治見市民生委員、多治見市調停委員ロータリークラブ会員等に活躍。昭和39年3月逝去(70歳)

六代理事長  
古 田 条 吉  
在任期間／昭和33年4月～  
昭和40年4月



〈略歴〉  
明治31年9月生まれ。柳カネヨ商店社長。四代目組合理事長、多治見市監査委員、多治見商工会議所副会頭、多治見信用金庫理事、民生委員、多治見家裁調停委員等に活躍。昭和41年9月逝去(69歳)

〈略歴〉  
明治33年2月生まれ。三宝スタイル柳社長、マスイチ商店経営。五代目組合理事長、多治見市教育委員長、多治見市議会議員、多治見信用金庫理事虎溪山水保寺奉賛会副会長等に活躍。昭和43年1月逝去(69歳)

〈略歴〉  
明治30年2月生まれ。ヤマダイ陶器柳社長。六代目組合理事長、東濃西部納貯連合会会长、多治見市議会議員等に活躍。

# 私達の役員を紹介します。





理事  
長谷川 雅巳  
丸は長谷川陶器㈱社長



理事  
伊藤 和美  
御山浜商店社長



理事  
野田 博三  
㈱カネセ野田社長



理事  
神戸 慶和  
⑤神戸陶器店主



監事  
玉木 國男  
余玉木商店主



監事  
長谷川 一男  
食長谷川陶器店主



理事  
林 鈴夫  
㈱林陶器社長



監事  
佐藤 喜作  
㈱マルキサトー社長



監事  
坂崎 博光  
セイホー陶器㈱社長



監事  
沢田 幸男  
⑤沢田商店主



理事  
高木 寿雄  
⑥高木商店主



理事  
古田 進  
㈱マスイチ商店主



理事  
水野 健一  
水野陶器店主



青年部代表  
古林 茂  
大古林陶器店



青年部代表  
清水 英士  
多治見陶苑㈱



参事  
各務 博  
多陶商組

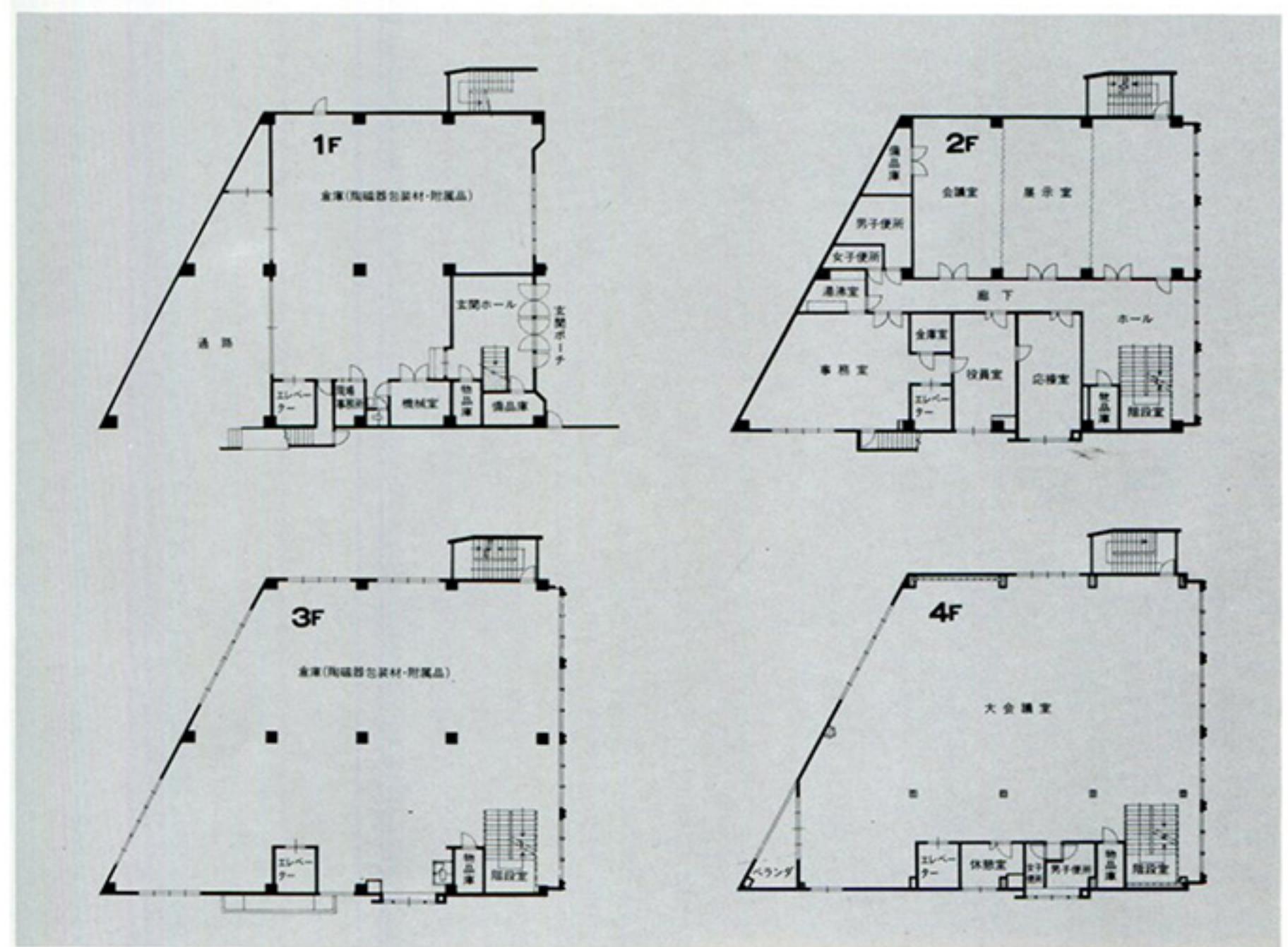
# 大きく変った組合事務所。



組合活動の拠点として、  
ますます真価の発揮。

昭和11年、初代理事長水野春吉の時代に建てられた組合事務所は、木造2階建瓦葺タイル貼（延べ建築面積161坪）で、当時としてはモダンな美観を誇り、多治見でも一級の建物として偉容を誇っていました。しかし、昭和34年の伊勢湾台風後急速に損傷が進み、次第に老朽化していきました。

昭和51年10月、組合臨時総会を開き、建替及び出資金倍額増資（5,000万円）を提議した結果、満場一致の賛成を得て原案が可決されました。そして、組合事業部の充実を期するため、さらに高度化融資を利用する必要性から資材倉庫用として建築し、組合事務所はその一部を占めることになりました。





●建築に伴う経費概要

本体工事 鉄筋4階建	124,000,000円
給排水空調 一式	10,500,000円
電気関係 一式	7,500,000円
設計監理 一式	3,000,000円
備品関係 一式	3,103,000円
総 計	148,103,000円

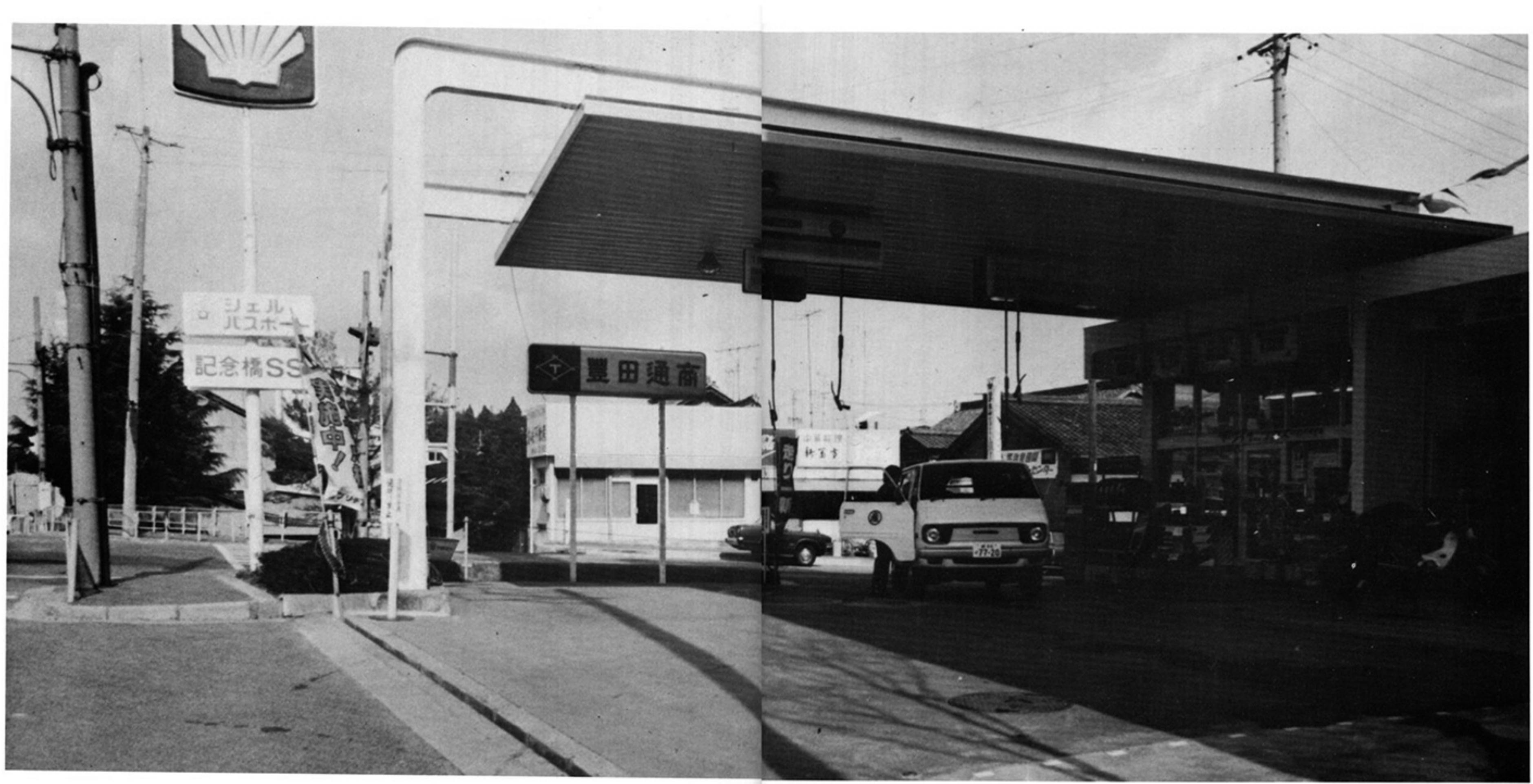


華かなうちに盛況をきわめた、  
竣工式典・祝賀パーティ。

昭和53年12月6日、工事関係者、組合役員、組合員、  
そして関係先来賓多数を招き、総勢400名に及ぶ出席者

が集まる中で式典が行われ、祝賀パーティがなごやか  
に、そして賑やかな雰囲気のうちに開催されました。





昭和54年5月竣工

## 組合員の動力源、 給油スタンド。

昭和33年、六代目理事長古田栄吉が組合に給油施設が必要であると力説し、その意見が受け入れられるところとなって、日石系井沢商店と契約を結び、ポータブル式の給油スタンドを創設されました。

昭和38年にはシェル系東和石油㈱と契約を結び、給油スタンドの改築を行いました。地下タンク4基(Sガソリン10kℓ、Lガソリン20kℓ、Dガソリン10kℓ)を持つ規模となりました。

昭和45年の記念橋架替・通路拡幅工事により、地表

レベルと1.5mの隔差が生じるため、急ぎ、給油スタンドの嵩上げ全面改築を行いました。

昭和54年には、組合本館新築に伴い併設附帯工事として地下タンク1基を増設し、ノンスペース式給油に改裝、洗車機を新調しました。(改装費850万円、洗車機230万円)

# 明日へ羽ばたく組合活動。

協同組合の最も基本となる精神は、共存共栄にあります。さらに、相互扶助の精神にもとづいて、組織として活動することによって参加組合員の利益を生み出すような活動が続けられています。

組合の活動は、大きくは7つの委員会に分かれて、それぞれの分野で業務に励んでおり、豊かな将来へ向けて今日も精一杯頑張っています。



組合が経営する給油スタンドの運営に関する一切の業務を担当しています。組合にとっても、この給油スタンドの活動が大きな資金源となっています。

## 給油委員会



### ●主な業務

1. ガソリンスタンドの十分な活用について取り組む。
2. ガソリン、オイル類の売上げ向上に対して取り組む。
3. 給油についての仕入れ、販売の研究。
4. 危険防止、その他スタンド事業一切を担当する。



## 資材委員会

日々変化する新しい包装材料、梱包材料をいち早くキャッチし、より廉価で組合員に販売できるよう取り組んでいます。

### ●主な業務

1. 資材種別内容の検討及び仕入れや売り上げ等に取り組む。
2. 資材の保管・運搬等を担当する。
3. 資材の売上増加に積極的に取り組む。
4. 新製品の開拓に取り組む。



# 輸送委員会



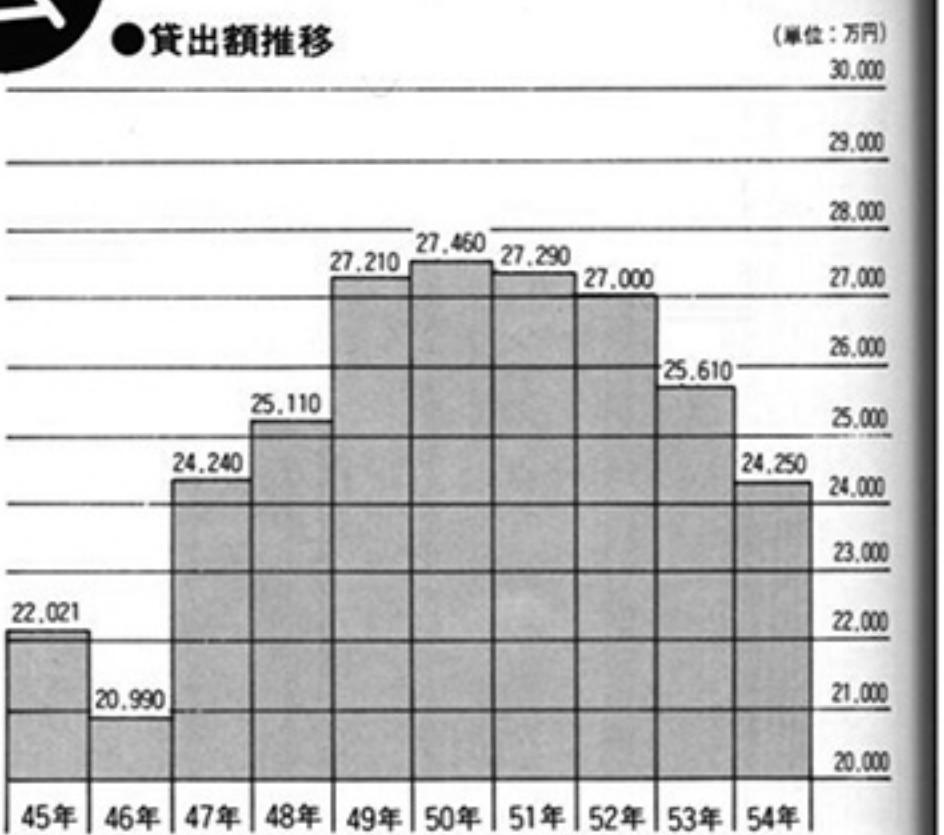
# 金融委員会

組合員に対する融資業務を担当します。期末の融資の便宜を取り計り、組合賦課金、出資金の割振りを取りまとめるなどが大きな仕事といえます。また、出資金に対して配当が出せるよう、余剰金の運用にもあたります。

## ●主な業務

1. 年末、中元の運転資金の転貸融資の斡旋。
2. 融資に対する事故の処理。
3. 賦課金(等級割)の配分及び収納など。
4. その他、金融に関する業務一切を担当します。

## ●貸出額推移



鉄道、トラックなど商品の輸送に関しての業務を担当します。より正確に、よりスピードアップし、より安く運べるよう業者との交渉その他サービス面の指導を行っています。

## ●主な業務

1. 貨物輸送の迅速安全な遂行ができるよう種々の努力をします。
2. トラック輸送の利便確約についての仕事を行います。
3. 運賃料金の契約を行います。
4. 事故損害賠償の交渉、その他輸送に関する一切の業務を担当します。



## 体育部●

青年部における体育部の活動は、おもに野球大会とスキーを行い、野球は夏のスポーツとして30余年前に発足し、目的は福祉を兼ね組合員と従業員の親睦を計っている。約12、3年前に青年部に運営を委託され、青年部活動に大いなる刺激となり、年々発展をとげ、今年で第33回を向えることになりました。

この大会の中からは、岐阜県の福祉大会に参加し、活躍しています。野球は、組合員一同最大の行事であり、楽しみでもある。冬のスポーツ、スキーは昭和43年にスキー愛好家により発足し、目的は、従業員の家族の新睦を兼ね、第1回には35名の参加でしたが、3年後には、バス2台で百名ちかい人達で賑わいました。最近では、午前中にはスキー教室や小供達の宝さがしなどあります、非常に人気があります。冬の最大の行事である。



## 社会部●

社会部は昭和49年に発足し、現在までの主な活動は献血、研修旅行等の企画を行っております。献血は昭和45年頃より毎年一回採血車を商業組合へ招き、献血奉仕を行っております。研修旅行は青年部の発足時より始り、社会部が発足当時より担当し現在に至っております。毎年秋に各地の窯業産地、自動車工場等大工場の見学、及びレクリエーション主体の旅行等を行っております。



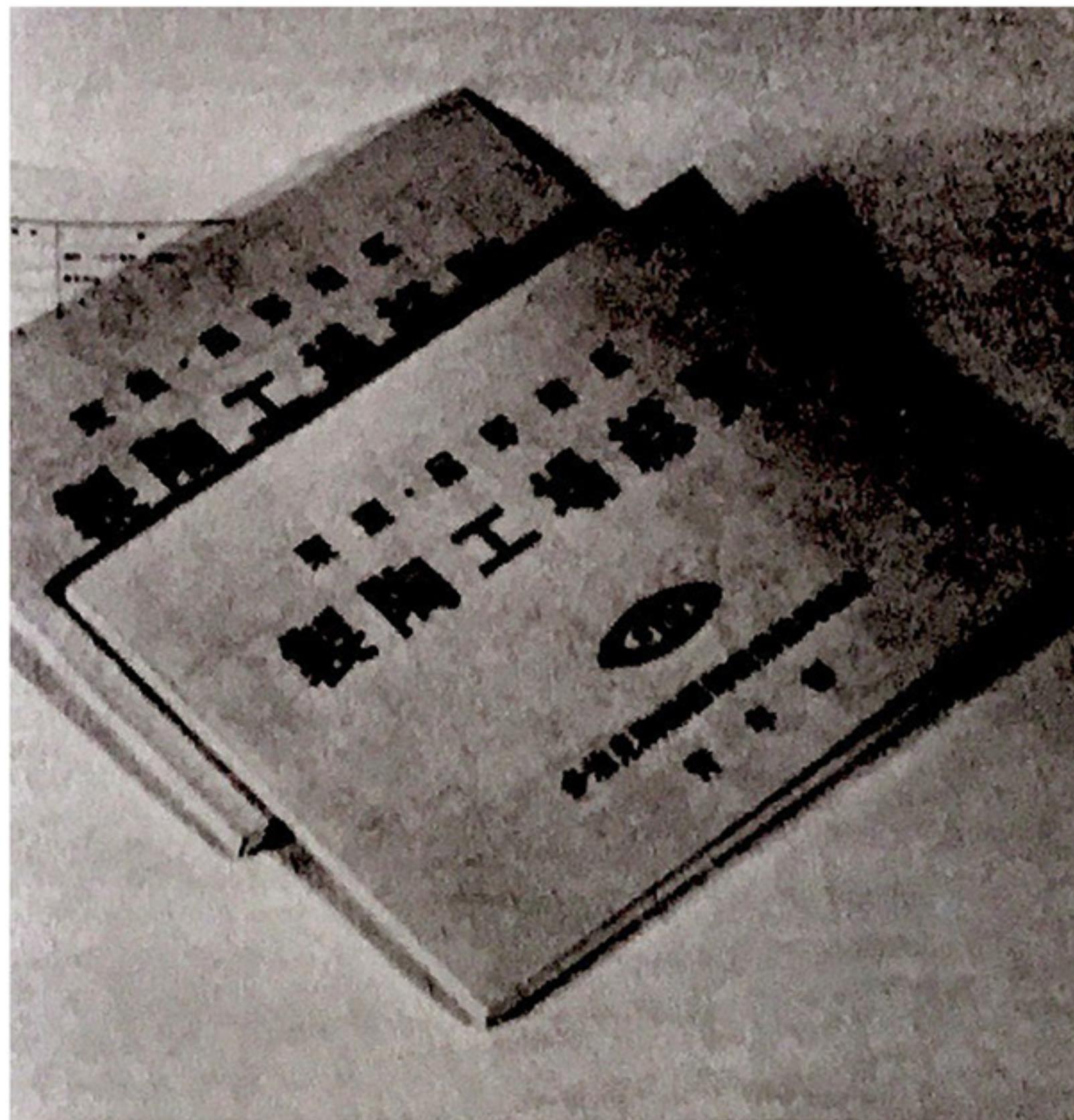
## 保険部●

保険部が青年部内に設けられたのは、昭和49年の事であります。御承知の様に当組合は日新火災海上保険株式会社の代理店をしております。そこで、青年部への当組合からの補助金の増額をお願いする見返りとして、青年部が、保険契約に対して、協力するということで、保険部が設けられたのであります。

設立当初の活動として、当組合員の保有車両台数、任意保険契約台数、保険(期限)期日、及び保険契約会社の調査を行い、未契約の方には、契約のお願い、他保険会社と契約されている組合員の方へは、当組合をおしての契約をお願いしたのであります。そのかいあって、昭和49年頃を境として、契約高も可成りの伸びを示したと、青年部としても自負している次第であります。

今後は、機会ある毎に、各種保険のPRを図り、組合員の方が必要とされる保険の契約をいただき、あわせて、それが当組合の利益となり、青年部への補助金も増額されるという、お互いの利益が併せて、当組合の発展に寄与するという方向へもって行くべく努力をしていきたいと思っています。



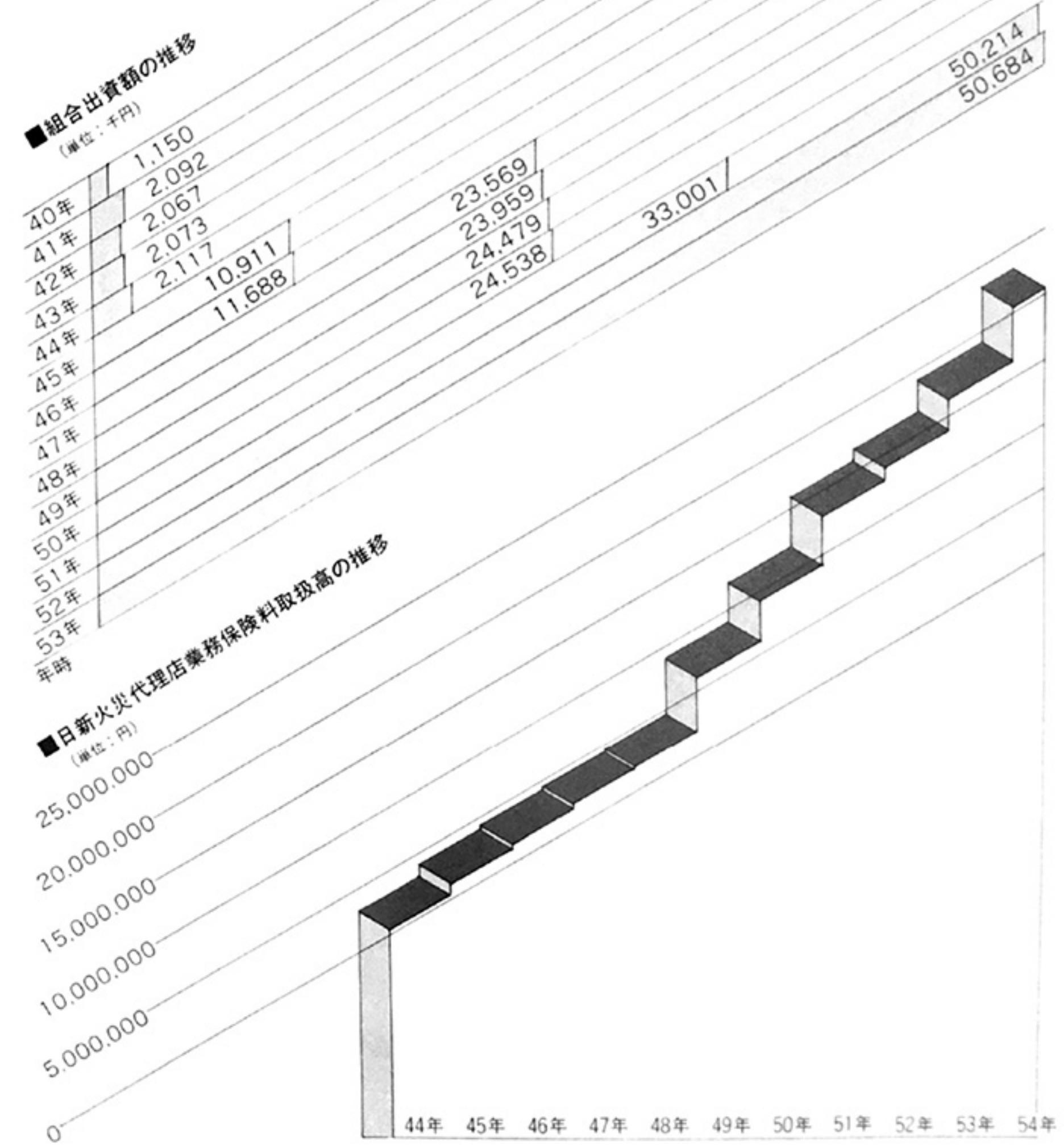


## 数字で見る 組合の躍進

■組合出資額の推移  
(単位:千円)

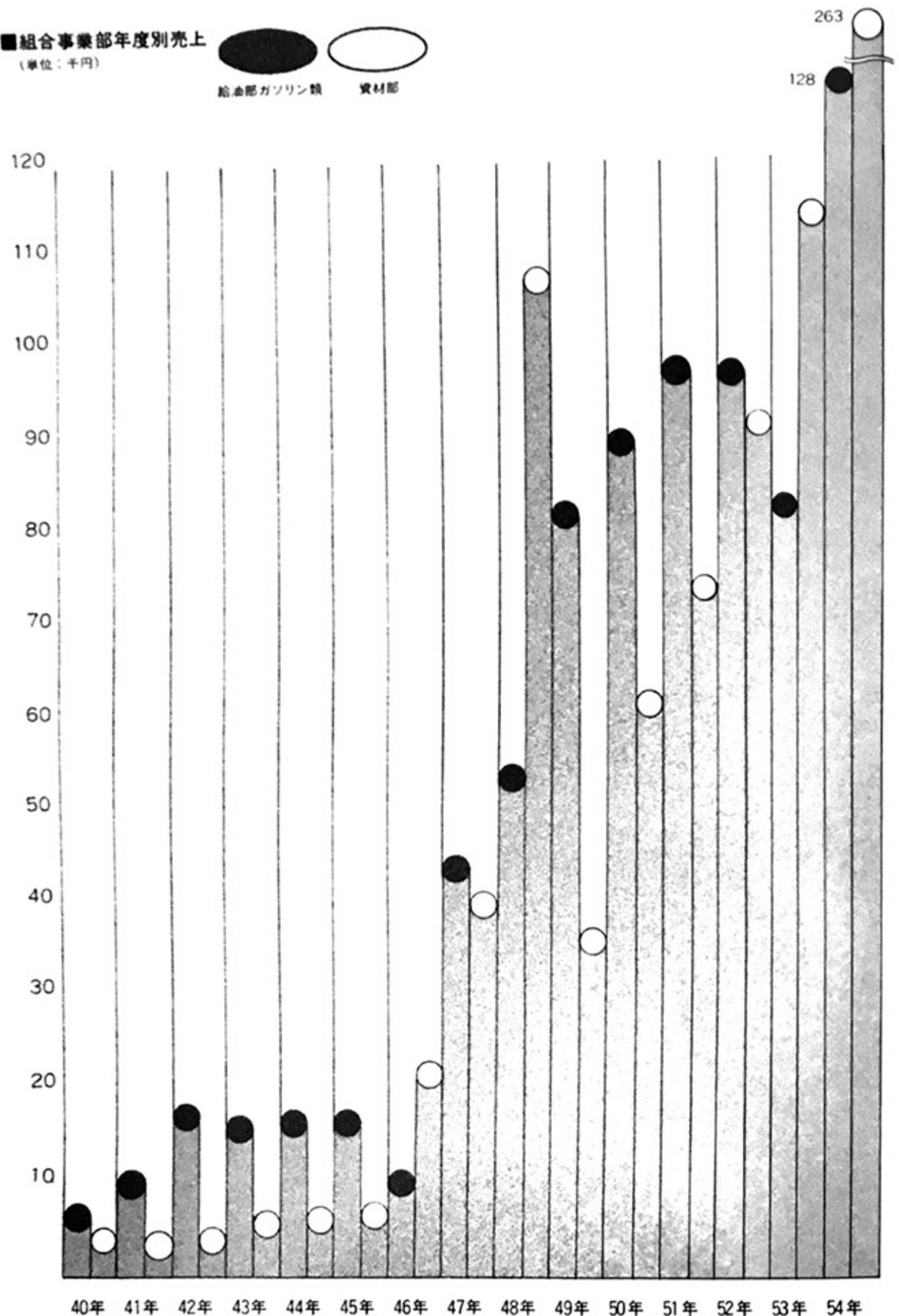
40年	1,150
41年	2,092
42年	2,067
43年	2,073
44年	2,117
45年	10,911
46年	11,688
47年	
48年	
49年	
50年	
51年	
52年	
53年	
年時	

■日新火災代理店業務保険料取扱高の推移  
(単位:円)

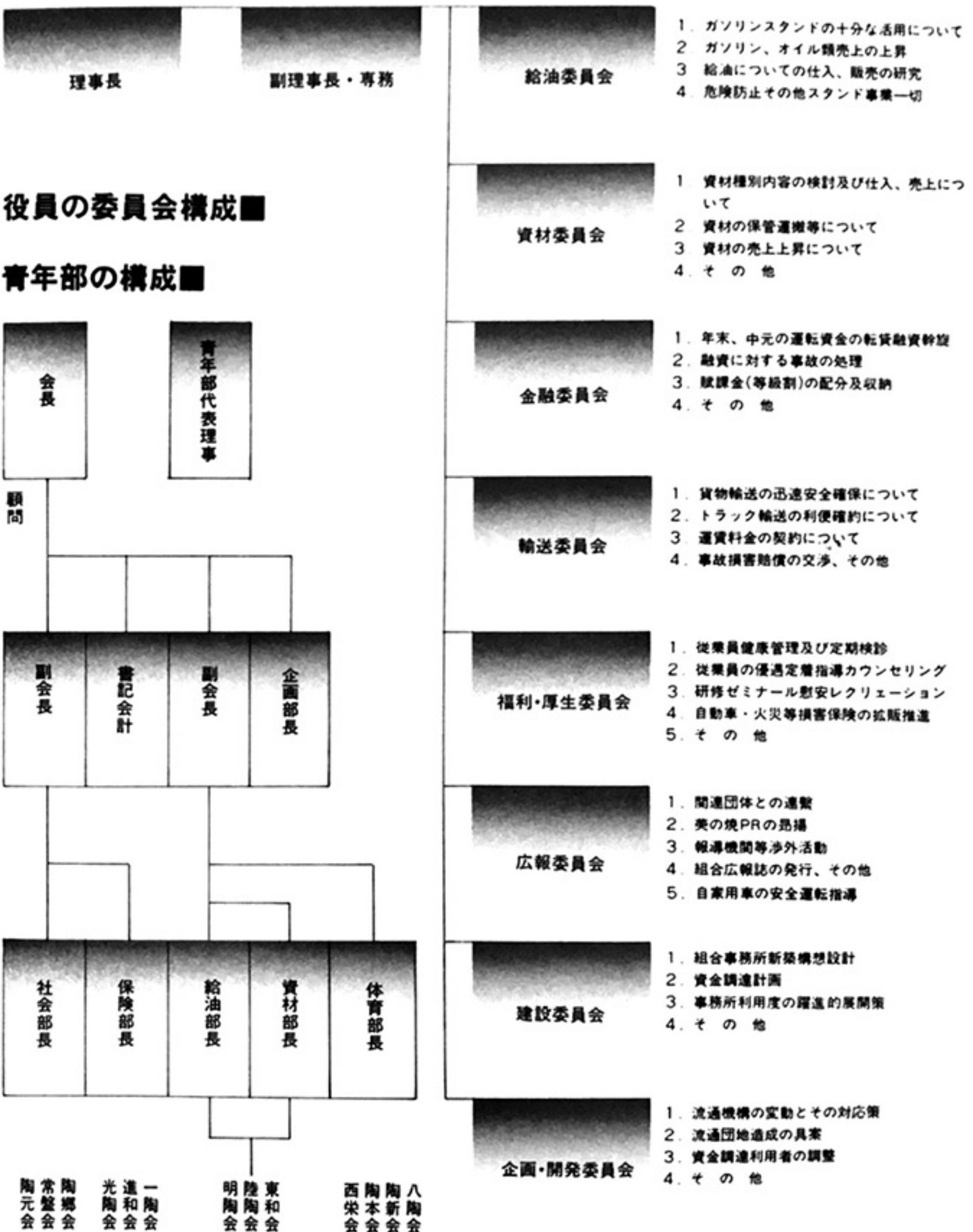


■組合事業部年度別売上

(単位:千円)



# 目でみる組合の組織と機構



美濃西部陶磁器商業組合共同事業所新築落成記念

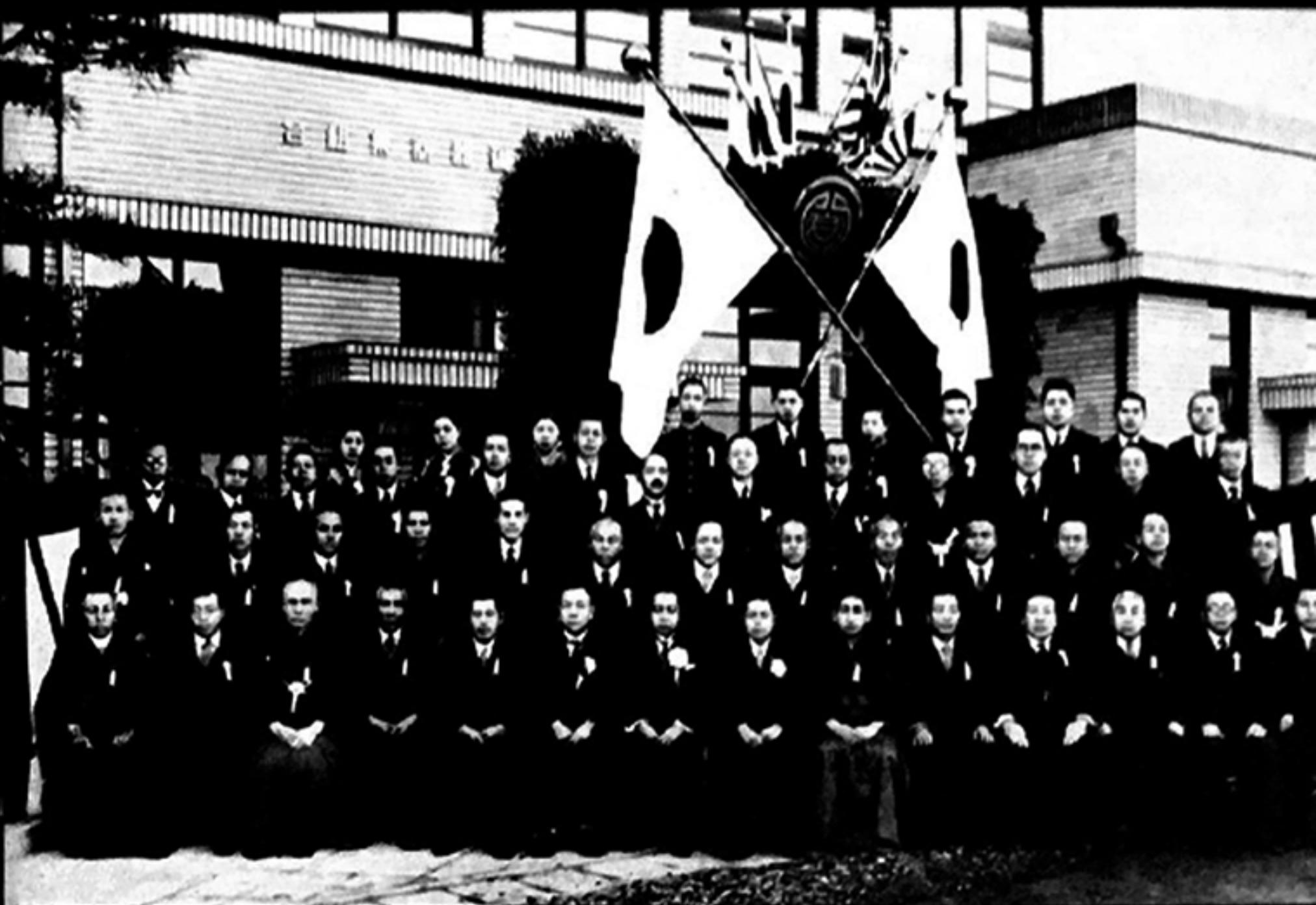
役員職員

昭和9年1月



多治見陶磁器卸商業協同組合の歩み

# 50年史



当組合が創立されてから、やがて50年、半世紀になろうとしています。その間、社会事情や経済事情など昭和の歩みの中で、陶磁器産業の組合がどんな出来事を経て今日に至っているのか、記録をここに残したいと思います。

しかし残念なことに、創立当初からの詳細な記録は諸事情により多くは残っておらず、古老先輩諸氏の記

憶に頼ってまとめた部分もあります。従って、比較的新しい時代に重点を置いた性格のものとなったのも止むを得ません。

ここに記した過去の出来事、活動を振り返ることは、現在から未来への展望を描く上で必ずや有意義なものになると信じます。

思い出の  
アルバレ



## 昭和の半世紀

# あの時この時

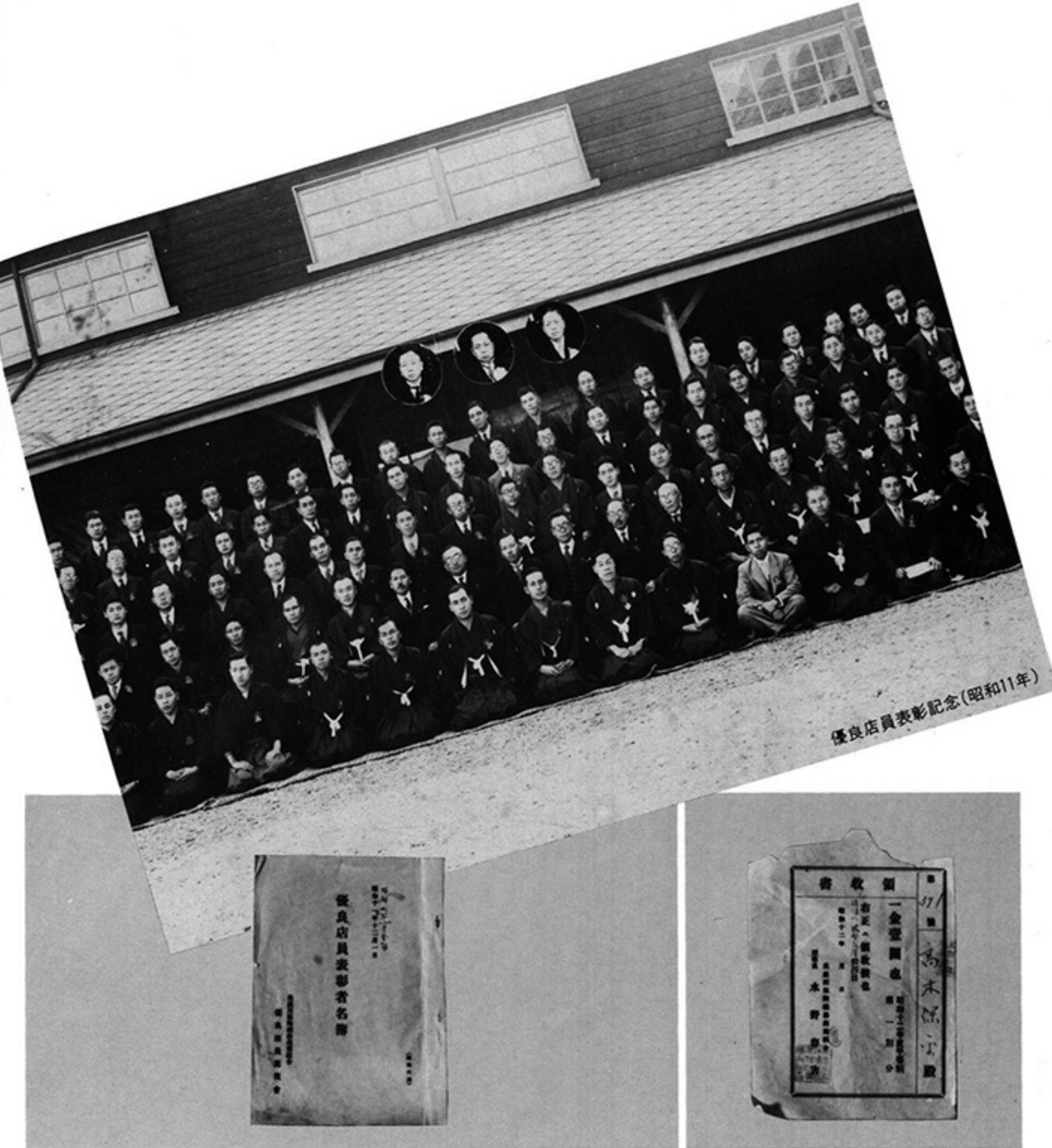
昭和も、すでに半世紀以上という長い歴史を歩いてきました。発足以来50年にもなろうとする当組合の歩みも、ある意味では歴史の中の出来事と共に組合員の歩みがあったといえます。組合発足の昭和7年から現在に至るまでどんな出来事があったのか、私たちの記憶にも新しい事件や出来事を振り返ってみました。

### 昭和7年

犬養首相が射殺される。陸海軍将校による襲撃者18名は自首する。別動隊の農民決死隊は各所の変電所を襲撃。

### 昭和8年

この年、15年2ヶ月にもわたる大工事の末、丹那トンネルが開通する。難事業であった。



### 昭和9年

9月21日室戸岬に上陸した超大型の台風が猛威をふるい、関西一帯に大きな被害を与える。大阪・四天王寺の五重塔も倒れた。

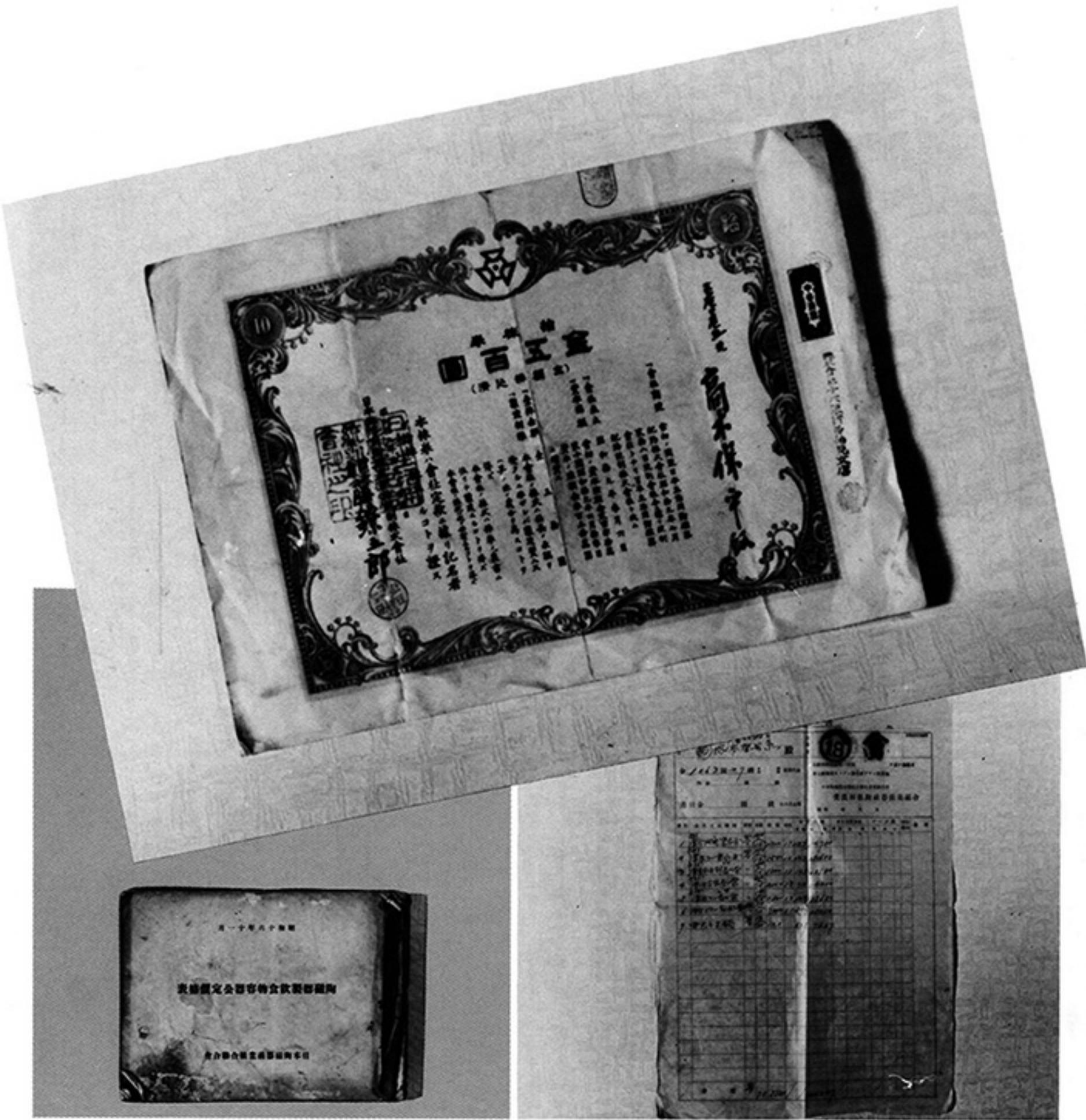
### 昭和10年

ガソリン値上げに反対し、大阪、京都など西日本一帯でタクシーとトラックのゼネスト。街には人力車が行き交うという光景も見られた。

### 昭和11年 2・26事件

戦時色が強まる中で、陸軍青年将校ら1,400余人の将兵が政府重臣を襲撃、永田町一帯を占拠。岡田啓介内閣総辞職。

この年、獵奇に彩られた「阿部定事件」も起きている。



### 昭和16年 太平洋戦争勃発

12月8日真珠湾攻撃、マレー半島上陸。米・英に宣戦を布告し、ドロ沼の戦争へ突入。

### 昭和17年 東京に空襲警報発令

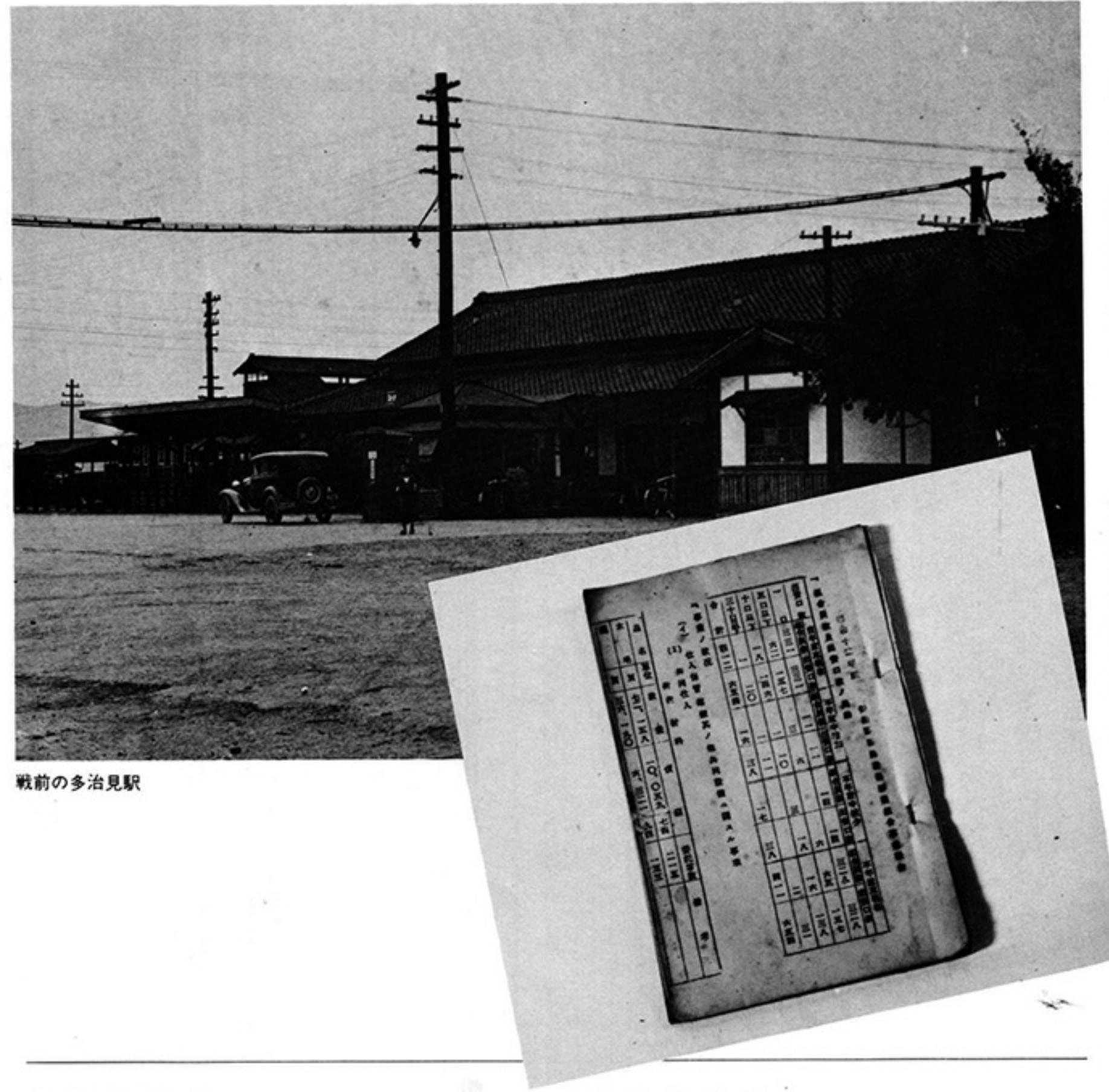
3月5日、米空軍の襲来を受け、東京に初めて空襲警報が出される。6月5日、ミッドウェー海戦で大敗し、敗色のきざしが見えはじめる。

### 昭和18年 山本五十六元帥戦死

4月18日、連合艦隊司令長官山本五十六、南太平洋で敵機に襲われ戦死。

### 昭和19年 享楽追放

帝国ホテルなど高級料理店、カフェ、バーなどが一斉休業。歌舞伎座など全国19の劇場も休場。宝塚も休演。



戦前の多治見駅

### 昭和12年 しゃちほこ盗難

名古屋城の金のしゃちほこ、そのうろこ58枚が何者かによって盗まれる。大胆不敵な出来事であった。

### 昭和13年 岡田嘉子越境事件

女優・岡田嘉子と新協劇団演出家の杉本良吉がソ連へ。「雪を蹴って越境・夕闇の彼方に姿消ゆ」と当時の新聞が報じている。

### 昭和14年 ノモンハン事件

この年、ヨーロッパでは第二次大戦が勃発している。

### 昭和15年 1万円付宝くじの報国債券

日本勧業銀行が売り出す。ひと山当てようと前夜から泊り込みの列がつくられた。灰色の生活の中で、せめてもの夢だったのだろう。



第2回やまと見多治見

## 美濃焼まつり

主催 多治見市・多治見商工会議所  
後援 岐阜県

### 昭和36年 大阪あいりん地区で暴動

真夏の大阪・西成あいりん地区で2,000余人が暴徒化、派出所などに投石・放火。

### 昭和37年 ニセ千円札出回る

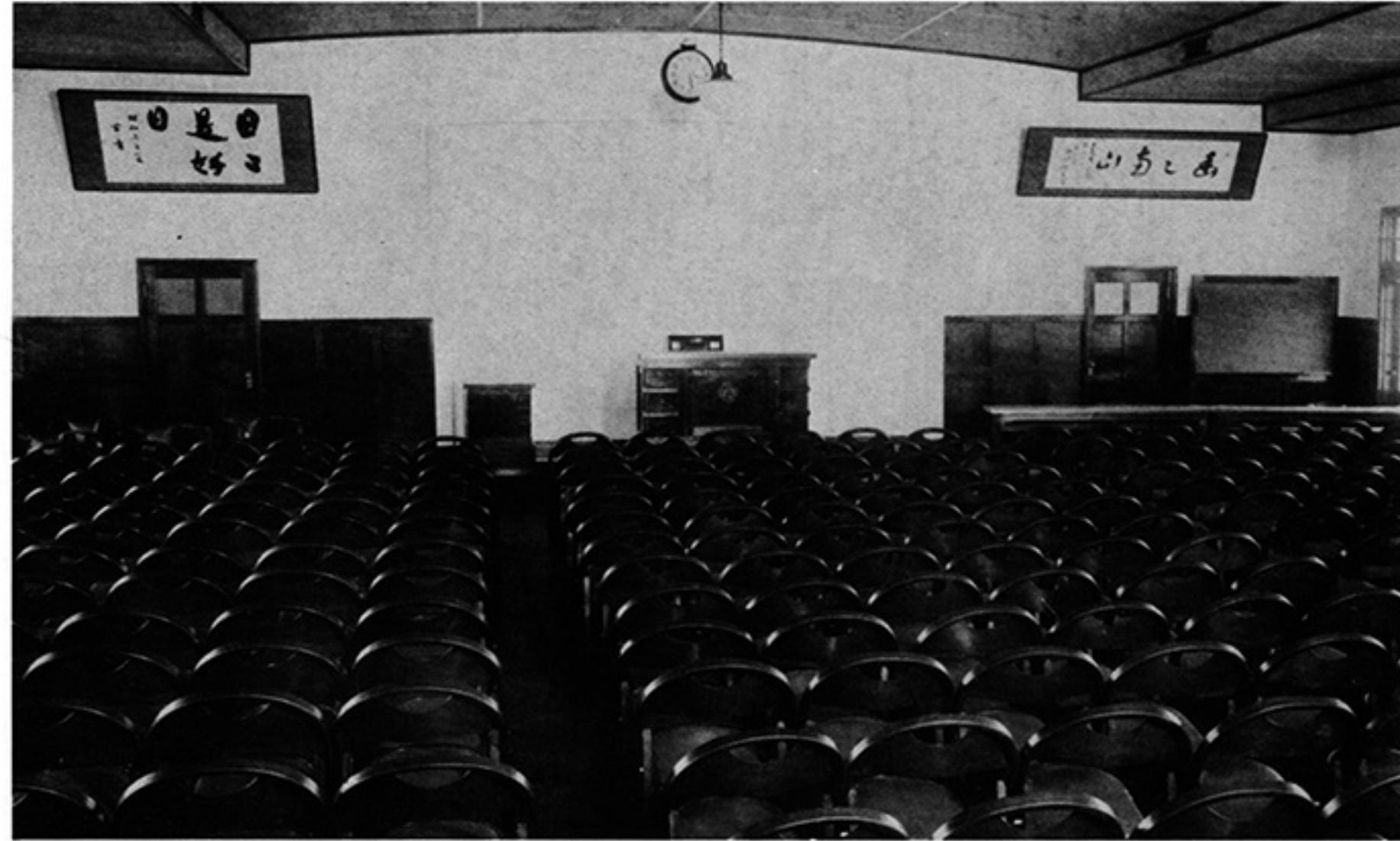
犯人はなかなかつかまらず、合計343枚のニセ千円札が出来た。当局は発見者に謝礼1万円を出すという事態も出てきた。

### 昭和38年 昭和の「がんくつ王」無罪に

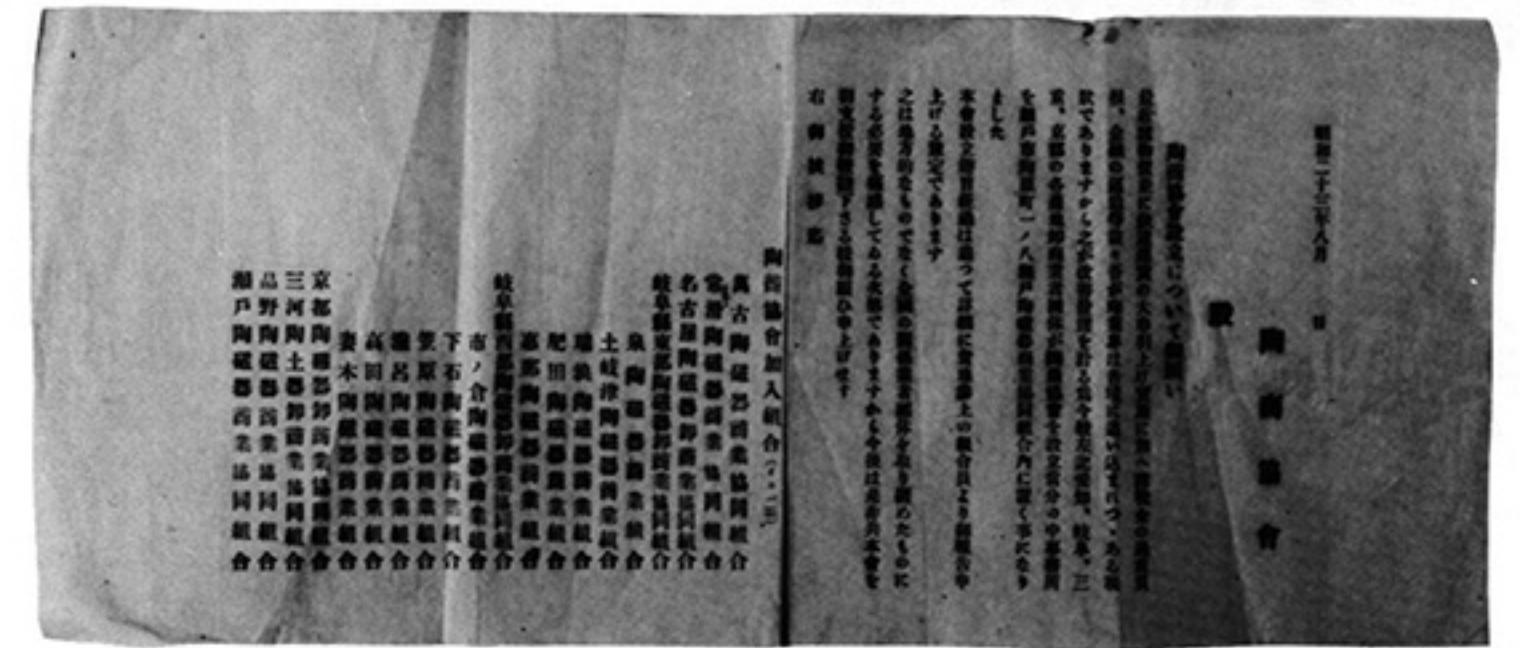
50年間無実を訴えつけた吉田石松さんの悲願が実る。この年、吉展ちゃん誘拐事件、草加次郎時限爆弾事件、ケネディ米大統領暗殺などが起きている。

### 昭和39年 東京オリンピック

東洋の魔女はじめ体操、陸上で日本大奮闘。戦後日本の経済復興が完全に終ったといえる象徴的な行事であった。



大ホール



### 昭和23年 帝銀事件

全行員に毒薬を盛り、11名を死亡させるという事件であった。犯人は今なお無罪を訴たえつ刑務所に。

### 昭和24年 下山事件、三鷹事件

戦後の謎の多い事件がこの年2つ発生している。

### 昭和25年 金閣寺放火・全焼

金閣と心中の覚悟と自殺そこねた同寺徒弟の手で犯行が行われる。この事件は三島由起夫により小説化される。

### 昭和26年 三越でストライキ

デパートのストは前代未聞で「三越にはストライキもございます」と流行語にもなった。



# 戦後から昭和39年まで

時代は大きな転換期を経て、  
復興から  
やがて高度成長へ

戦後から昭和30年代の終りまでの主な出来事を列記してみよう。

## ●昭和22年

片山内閣の時代である。お金はあってもモノがない、当時は戦後インフレの初期であった。この頃、政府による新価格体系づくりの動きが出ていた。

組合にかかわる大きな出来事には、税務署から組合に対し、組合員全体の課税として一括で5,000万円納付せよとの通告がある。これは税務署の人員不足によるところが大きかった。当時の5,000万円といえば模大な金額である。組合員が資金を持ち寄って、どうにか納めたという苦い思い出として残っている。

## ●昭和24年

この年、為替レートが1ドル360円と決定する。統制価格もこの頃から順次解除され、益、徳利などが自由価格となる。

組合自体が組織としての形を整えてくるのは、この頃からである。

## ●昭和25年

この年、朝鮮戦争が起き、戦争特需により国内経済は一時的に大きく向上する。

## ●昭和28年

この頃まで組合員二百数十名いたのが、次第に転職などで抜け、およそ3分の2ほどに減る。

この年、第1回目の商業組合の出資証券を発行。同じく第1回目の商業組合の見本市が、この地で開催される。

## ●昭和30年

業界はすでに生産過剰気味の傾向を見せはじめており、売りさばくのがだんだん難しくなってきていた。

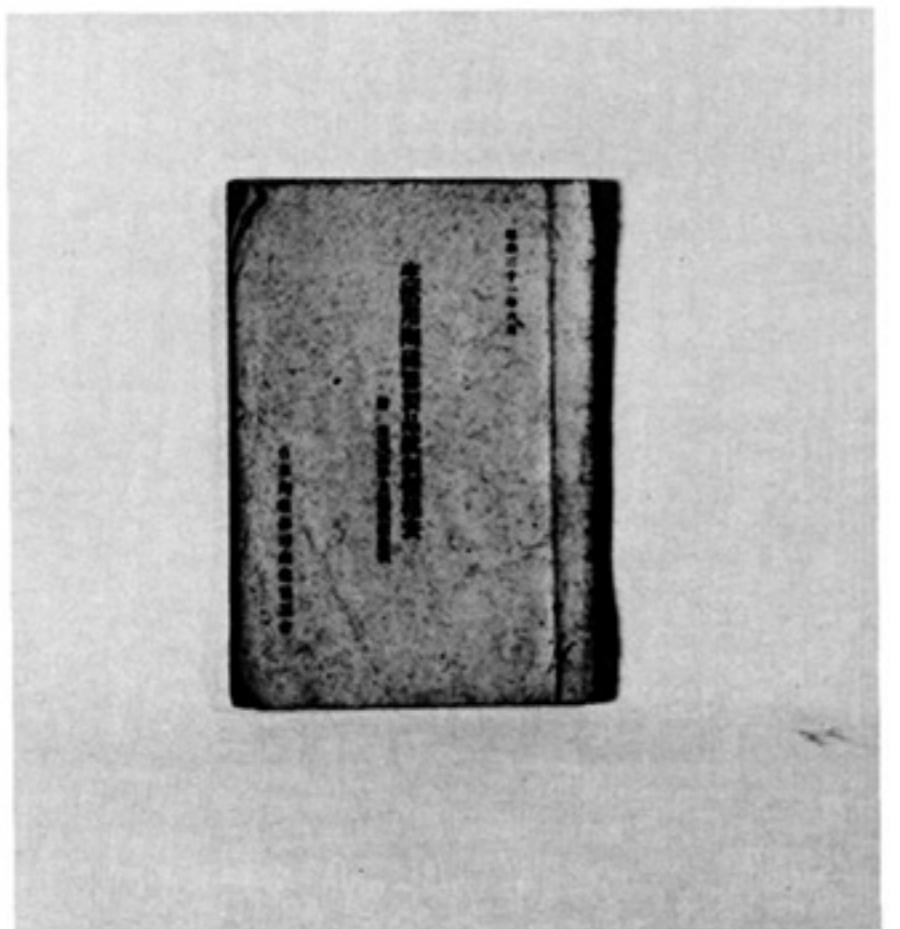
## ●昭和33年

組合事業の大きな柱となっている給油スタンドの経営は、この年6代目理事長古田彌吉の力説によって始められる。

さらに、組合事業として資材の共同仕入れ、共同販売や組合員に対する金融事業も次々と行われるようになった。

このような過程を経て混乱の中にありながら、日本経済の復興・発展と歩みをそろえて組合活動も徐々に活発になり、その規模内容も充実してきたのである。

ところで、このおよそ20年にわたる期間、時代背景はどのようなものだったかを今一度振り返ってみたい。



陶磁器の統制価格表

## 《戦後の混乱時代》

しばらくは、焼きものを焼くにも燃料がない、資材もないという状況のため生産量は微々たるものであった。一方、復員してきた人間は何か仕事を作らなければならない。そこで商人は増える一方であった。これは、ほとんど無資本でもできたという理由もあった。従って、わずかな品物を奪い合って商売するという時期が2、3年続いた。

この頃、統制経済を建て前としながらも、ヤミ市場も見逃せない現実としてあった。価格統制すれども、モノが足りないからインフレは進む一方であり、価格面でも混乱の時代だったといえるだろう。こんな状況は昭和25、26年までつづいた。

こうした時代の中で、流通の力を持っている者は大きく伸びていった。

## 《転換の時代》

やがて時代は大きな転換期を迎えることになる。昭和20年代の後半から昭和30年代へと移行する中で、朝鮮戦争による特需景気、神武景気、岩戸景気という経済の大きな波を乗り越えながら、日本全体は復興から成長・発展へと向かっていった。

多治見の陶磁器産業の構造自体にも大きな転換時期であったといえよう。製造分野と商業分野の立場逆転がそれである。戦時中は戦争のための物資づくりに回っていた生産設備等は徐々に生活物資づくりへと向けられた。そして、国の方針も生産能力を大幅に向上させる手段として低金利の融資等手厚い政策を掲げ、積極的に援助をしていく。焼きものは比較的手軽にできるということもあり、立ち直りも早かったといえよう。

一方、商業分野においては国の積極的な援助が得られず、結局はメーカーのセールス的な立場で甘んじるということになってしまった。戦前までの商業側がイニシアチブを握っていた状況が、ここで大きく逆転してしまったのである。

この立場の逆転は、若者の意識にも顕著に見られた。戦前は誰もが商人を目指し、羽ぶりをきかせていたが、戦後立場が逆転するにつれて、メーカー志向へと変わってしまったのである。



当時の多治見警察署

当時の陶磁器試験場

# 理事長回憶録 1

前任者より昭和33年から理事長を引き受け、昭和40年まで就任いたしました。

33年秋頃から当市本町沢干より日石石油の取次を依頼し、ホータブルで組合員配給を始めました。しかし35年春頃よりホータブルで石油販売ができないこととなり困っておりましたところ名古屋駅前の豊田ビル内にある東和株式会社(シェル)との取引の話がまとまり東和よりタンク借入れができましたが、他に工事資金が135万程かかるため、県庁借入金の陳情を何度も行い、やっとのこととて85万円借りることができ、当時の多治見市長に頼んで補助金願いを致したところ15万円おり

ました。後の分はなんとか組合でやりくりして135万円程の工事が完成し、これまでの借入金は幸いにして、小生任期中に返済できました。

34年頃より陶器共同販売を始め、同じくして陶器に必要な材料配給ベーク湯呑蓋類、ヒモ類、紙箱等も始めました。仕入れ先は豊橋、岡崎、名古屋、大井各所、藁繩類は新潟など各所に何度も仕入れに出張してここまで至りました。

40年6月に後任者の鈴木氏に後を頼んで辞任いたしました。

古田糸吉



# 理事長回憶録 2

昭和40年から46年まで2期6年間の理事長時代を回憶しても、別に変わったことはなかった様に思う。強いて云えば、歴代理事長が手をつけなかった組合での融資を始めたことであろうか。もともと組合に融資する金が蓄積されているわけではなく、金融機関から組合が責任をもって金を借入れ、それを組合員に転貸融資するのである。連合会に働きかけて市内の他の陶商組合も同調してもらうこととした。

この事業は長年の間には各商社の浮沈もあって倒産その他の不慮の事故も当然予期されることなので、保証条件を確立することを重視した。

毎年、中元・年末の2回宛実施して今日に及んでいる。あれから十余年繰返していて、事故者も十数名出ているが、何れも保証人が援助して組合自体は損害を受けずに済んでいる。

それから、昭和45年に組合前の土岐川に架っていた記念橋の架替工事が始まった。これは一般市民のよく知らないことで、橋が今迄より1メートル余り高くなり道路も同じく高くなると云う。

橋詰にある組合スタンドは道路よりそれだけ低くなり池の様になる。これではスタンドは全然利用出来ない。市当局はもとより、県にも度々出頭して、スタンド嵩上げ全面改築の余儀なき事情を申請して、補助金や高度化融資をとりつけて今日のスタンドにしたのも想出の一つである。

鈴木嘉津正



# 理事長回憶録3

昭和46年春の総会で理事長に推選され今年で3期9年間、事務局並びに組合員皆さんの大変な御協力を戴き、当初の目的を達成出来た事を嬉しく思い深く感謝申し上げます。

就任当日組合員の皆様に申し上げた事は、これから組合運営は株式会社と同じで業績の拡大を図り、共同仕入によるメリットを生かさねばならないと云う事でした。高いものを組合で買って下さいとは云わない、一般市況と同価格なら組合から必要数だけ買って在庫を持たないだけでも組合仕入が得ですとPRに努めてきました。給油・資材・損保の3つの委員会をフルに活用して、取扱額も当初の13倍3億9000万円迄延ばす事が出来、目標の5億円まで今一步と迫って参りました。

9年間の間には色々な事がありましたが、例えば組合職員を増さない事、たえず組合員とのコミュニケーションを深めるため、組合だよりの発刊、理事会出席率の向上と親睦、会長会に於ける組合執行部からの伝達、毎月定例会合の奨励、青年部の育成と組合事業部への協力等、沢山の想い出があり現在に至っております。

中でも昭和49年全国の陶産地一府七県21の協同組合

を統括する、日本陶磁器卸商業協同組合連合会創立を計り、通産省指導の下に調整機関として、日陶工連と並び業界指導のため、初代理事長として活躍させて戴けるのも、美濃焼を代表する強力な組合員を多く有する多治見陶磁器卸商業協同組合があつてこそと思います。

又、最も印象に残るのは、組合会館の建設であります。土岐川記念橋のたもと青い瓦に洋風で一きわ目立った建物、45年の歴史を持つ当組合事務所も老朽化は防げず市・県・国の補助のもと組合員一丸となり、現在の立派な会館の完成をみたのでございます。

これを記念して、組合員のシンボルとでも申しましようか組合旗の新調と組合創立50周年の足あとと、これから80年代に向っての組合員の夢を載せた記念誌の発刊をここに実現出来た事は喜びに堪えません。

今後は出来るだけ早い機会に市内4つの組合を統合し、事務の合理化を進め、美濃焼業界のリーダーシップをとる責任と自信を持ちながら、組合員の团结を図り、より一層バイタリティー豊かで強力な多治見陶磁器卸商業協同組合に発展して行くことを心より祈ってやみません。

坂崎重雄



## 《昭和46年》

月1回発行の定期刊行物「組合だより」が発刊される。組合員相互のコミュニケーションの場として大いに期待される。

8月、米大統領ニクソン声明によるドルショックは、地元陶磁器関係者に大きな不安を投げかける。

10月、第1回資材委員会が開かれる。同じく10月、台湾経済視察旅行に一部会員参加。



ガソリンスタンド改築工事

## 《昭和47年》

2月の理事会において、陶磁器商業団地建設の発案。旭ヶ丘町の丘陵に約10万坪の団地を造成し、入居者全員で協同組合を組織し、共同施設のもとに事業の共同化を実現しようというものである。

6月、市の主催により上塗付鉛害対策懇談会が開かれる。衛生・公害問題に関して厳しい社会情勢を迎え、陶磁器関係もさけで通れない問題となってきた。

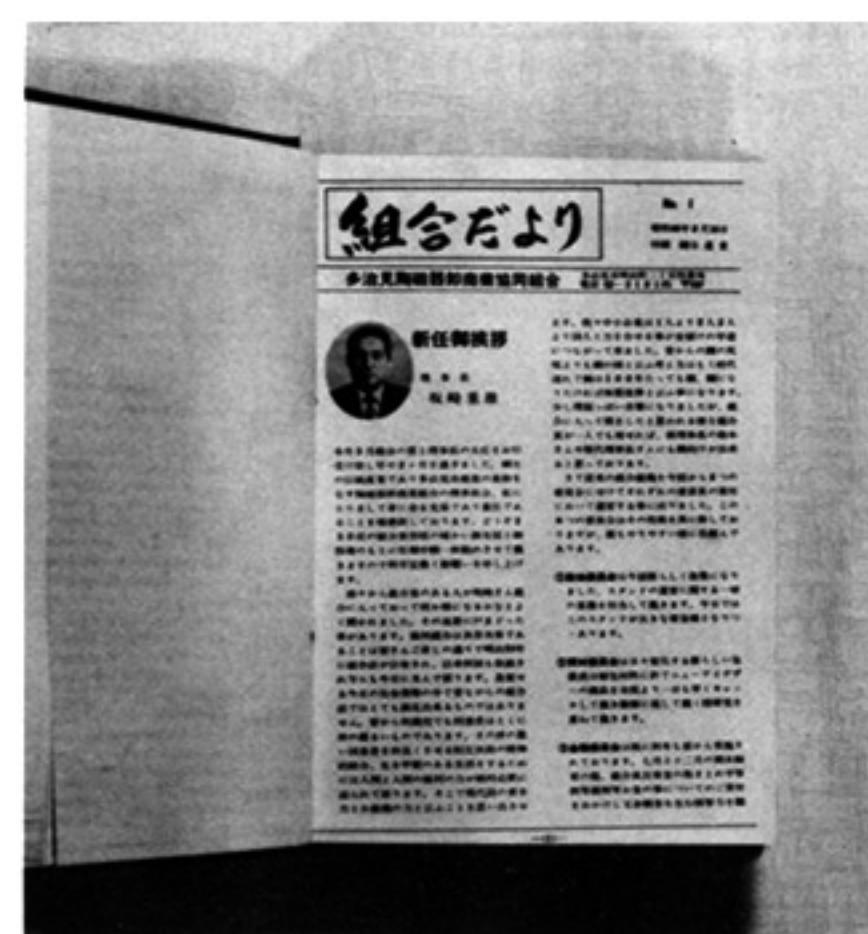
## 《昭和48年》

旭ヶ丘の陶磁器商業団地の造成が始まる。

組合出資金増額を実施する。組合出資額は2,395万9,000円となる。

組合給油所が特定給油所となり、法定定期点検整備、排気ガスの測定などの整備を行い、より利用者にメリットが多くなる。

中東戦争をきっかけに原油価格の大幅上昇、原油生産削減の深刻な事態が全世界を襲い、当組合給油委員会が急きょ開催され、対応策を検討。



## 《昭和49年》

この年、多治見市と商工会議所主催による美濃焼多治見展が、関西地区ではじめて開催される。大阪・梅田の阪神百貨店の会場では大きな反響を得る。

石油ショックによる値上げにより、ガソリン価格がついに1ℓ=100円に。

11月、多治見美濃焼卸団地の建設が始まる。

全国産地陶磁器商業組合連合会は任意申合せ団体であったので、これを法人化して日本陶磁器商業組合連合会と改称し初代理事長に坂崎重雄氏が選任された。

## 《昭和54年》

梱包資材展示会を開催する。新倉庫の落成により2階展示室にて各種陶磁器梱包資材を一堂に集めて展示。組合員利用者に大いに参考となる。

イラン革命による第二次石油ショックが起きる。この影響は日本経済に深刻な打撃を与える。4月から、組合給油スタンドのガソリン販売価格も1ℓ=105円となる。その後も相次ぐ価格改定をせざるを得ない状況となる。

## 《昭和55年》

市の企画による日中友好を目的とする訪中団（一行40名）に当組合坂崎理事長はじめ多数が参加した。

そして、明日へと続く



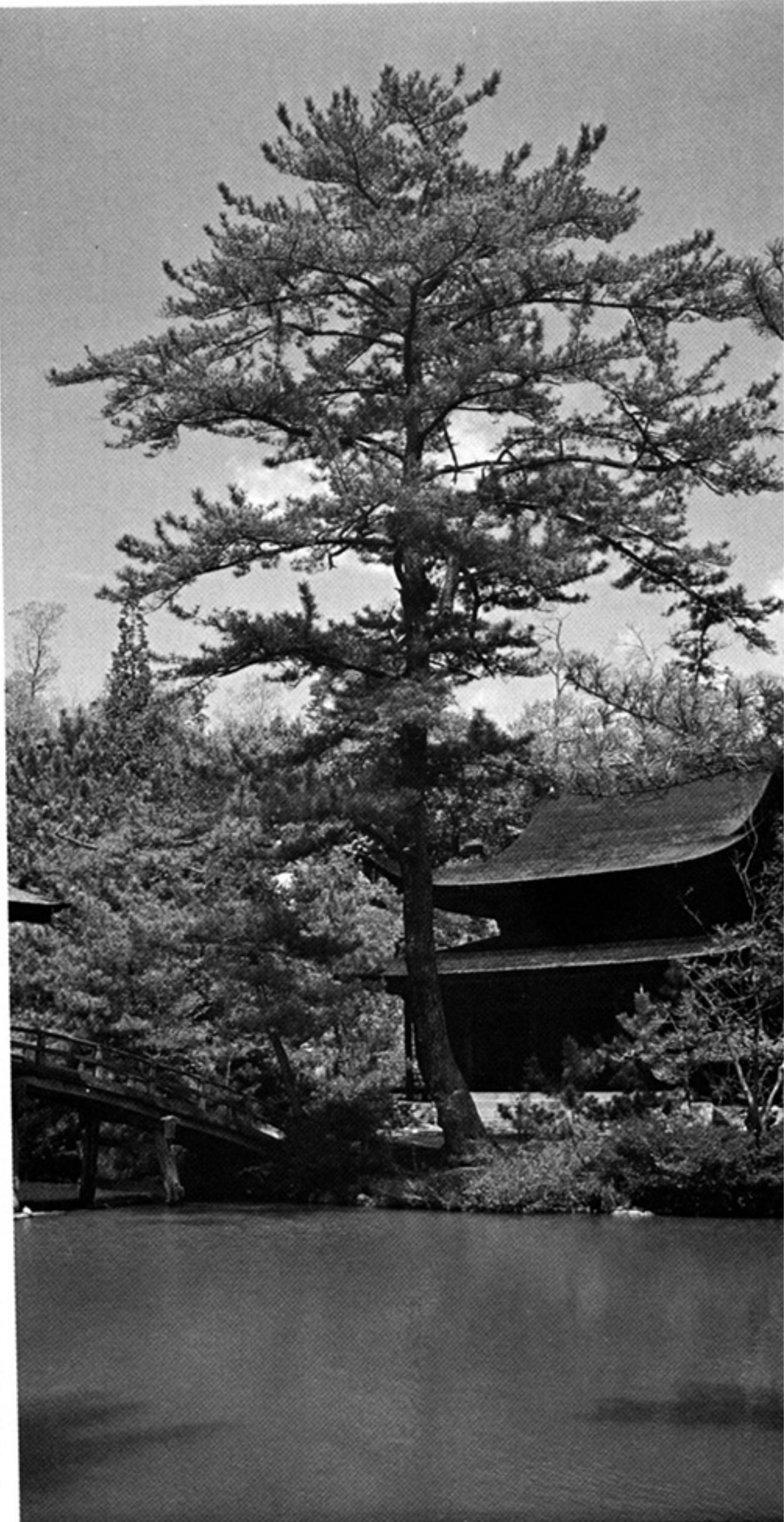
景德鎮陶磁館前

# 多治見市を紹介いたします。



# 多治見市

日本人の心とさえいわれる“やきもの”。志野・織部の名器を生んだ古い歴史は、いまも町のいたるところに残っています。四方を緑豊かな山々に囲まれた風情は、ふるさとの懐しさで訪れる人々を迎えます。



## ●虎溪山・永保寺

ここは臨済宗南禅寺派の古刹。およそ650年前、夢窓国師が修道したことから始まっています。起伏する山水の美は、中国廬山の虎溪に似ているところから名づけられたといわれています。国宝の観音堂を持つ庭園の美は、景観といい、構成の巧みさといい国宝級のものといわれています。



この市章は、桔梗の花に「多」の字を配したもので、桔梗は美濃源氏土岐家の家紋であり、その一族、南朝の忠臣多治見国長公の紋どころでもあります。

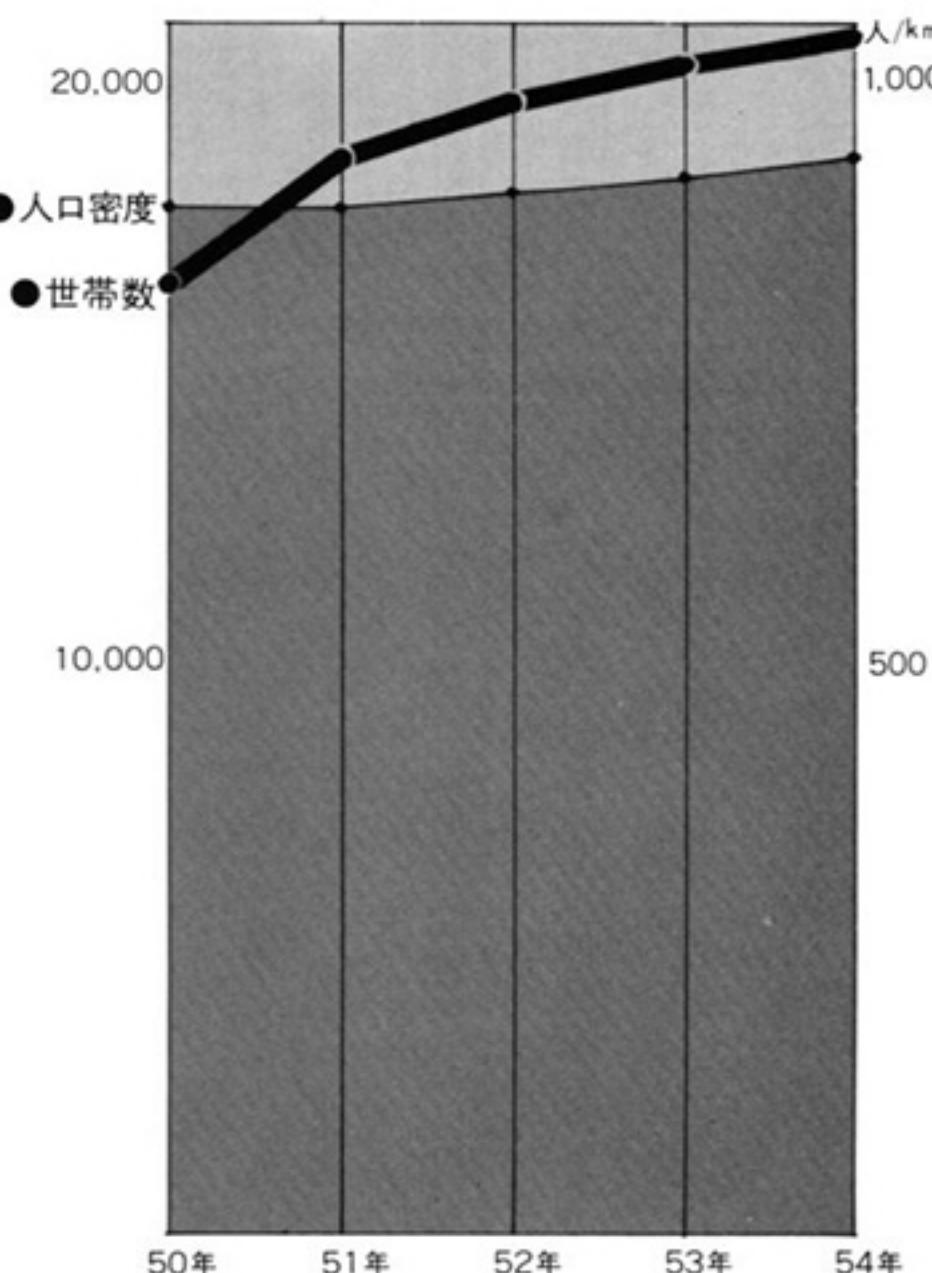


## 沿革

多治見市は岐阜県の南南東に位置し、名古屋から北東へ36キロ、中央西線・太多線・国道19号線・国道248号線、さらに市北部を東西に走る中央高速自動車道など東濃交通の拠点になっています。東美濃地方の産業・経済・文化の中心地であると共に、中部経済圏の一翼を担う重要な位置にあるといえます。

大和朝廷が成立してから、尾張との交通が比較的容易だったことからその勢力圏に含まれ発展してきました。すでに奈良・平安の時代から「やきもの」の地として知られ、釉薬・焼成・技法などに一大進歩を遂げ、以来日本陶業の中心地となっています。桃山茶陶時代を経て徳川時代からは、陶磁器の産業としての発展も目ざましく、独自の陶都が形成されてきました。

昭和15年に市制を施行、現在、面積77.86km<sup>2</sup>、人口73,000人、将来人口10万人（昭和60年目標）の大陶都計画が進んでいます。



# 多治見市と 組合事務所の ご案内



多治見は、東濃地区の陶磁器産業の中心地として、交通の便も発達しています。明るく、近代化された街づくりが進む中で、明治・大正の面影を残す町並も保存され、今も美濃焼の集散地として発展してきた歴史をそこに留めています。

そして、古い歴史を伝える名所・旧跡も多く、観光都市として的一面もうかがわせています。伝統の美濃焼、新しい美濃焼、町を歩けば手にとるようにして“やきもの”的な素晴しさに出会います。



## 神言修道院

人々に囲まれて中世ヨーロッパの面影をただよわせる端正な姿の建物。ここは、規模の大きさも含めて日本三大修道院のひとつといわれているところです。かつては全国の教会で使われるミサ用のブドウ酒が、ここで作られていました。

## 陶芸道場

ロクロに置かれた土が、あっという間に花瓶に、茶碗に……。多治見では、遠から訪れる人々のために、焼き物の楽しさを体験していただく陶芸道場をひらいています。自分でロクロを回すのは、ちょっとした勉強にもなります。

## 虎渓公園

国道19号線沿いの小高い丘の上、多治見市街を見渡せる見晴しのよいところに市民の憩いの場、虎渓公園があります。

美濃焼のすべて



ここ、美濃の地は古く安土・桃山時代に美濃古陶といわれる志野・織部・瀬戸黒・黄瀬戸など素晴らしい“やきもの”を生んだところ。その伝統はいまも受け継がれ、暮らしを彩るやきものとして、私たちの生活と切っても切れないさまざまな陶磁器製品をつくっています。

# 美濃焼とは、

美濃焼という名称は、岐阜県の東南部、つまり多治見を中心とする東濃地方でつくられる陶磁器のことをいい、かつてこの地方が美濃の国と呼ばれていたことに由来しています。

美濃焼という名で親しまれているやきものは多種多様で、そのバラエティの豊かさが美濃焼の特徴のひとつになっています。中でも磁器——いわゆる和・洋食器が生産の大きなウエイトを占めています。他地方でつくられる磁器にくらべ、絵付技術がとくに進んでおり、量産体制も大きくリードしています。



身近なものでは和食器・洋食器、インテリア小物、建築用のレンガやタイル、産業分野では磚子や点火プラグなどの工業製品、宇宙・原

子力産業で活躍するニューセラミックと呼ばれる陶磁器製品まで幅広い分野にわたっています。

生産量も、例えば洋食器は全国総生産の約60%、和食器は54%、タイルは43%（いずれも昭和51年度生産量tonによるシェアより）というデータが示す通り、日常生活に密着して幅広く生かされているのが美濃焼の姿だといえます。

## 美濃焼大产地

美濃焼と呼ばれる多種多様のやきものは多治見市、土岐市、瑞浪市、笠原町の東濃地区で生産されていますが、中でも多治見市はいろいろな面で中心的な存在となっています。とくに、産地卸業は半数以上が多治見市に集まっています。これは、從来多治見が美濃焼の集散地として発展してきたからです。美濃焼といっても産地が広範囲にわたっているため、15地区に分けています。それぞれの特徴は次に述べる通りです。

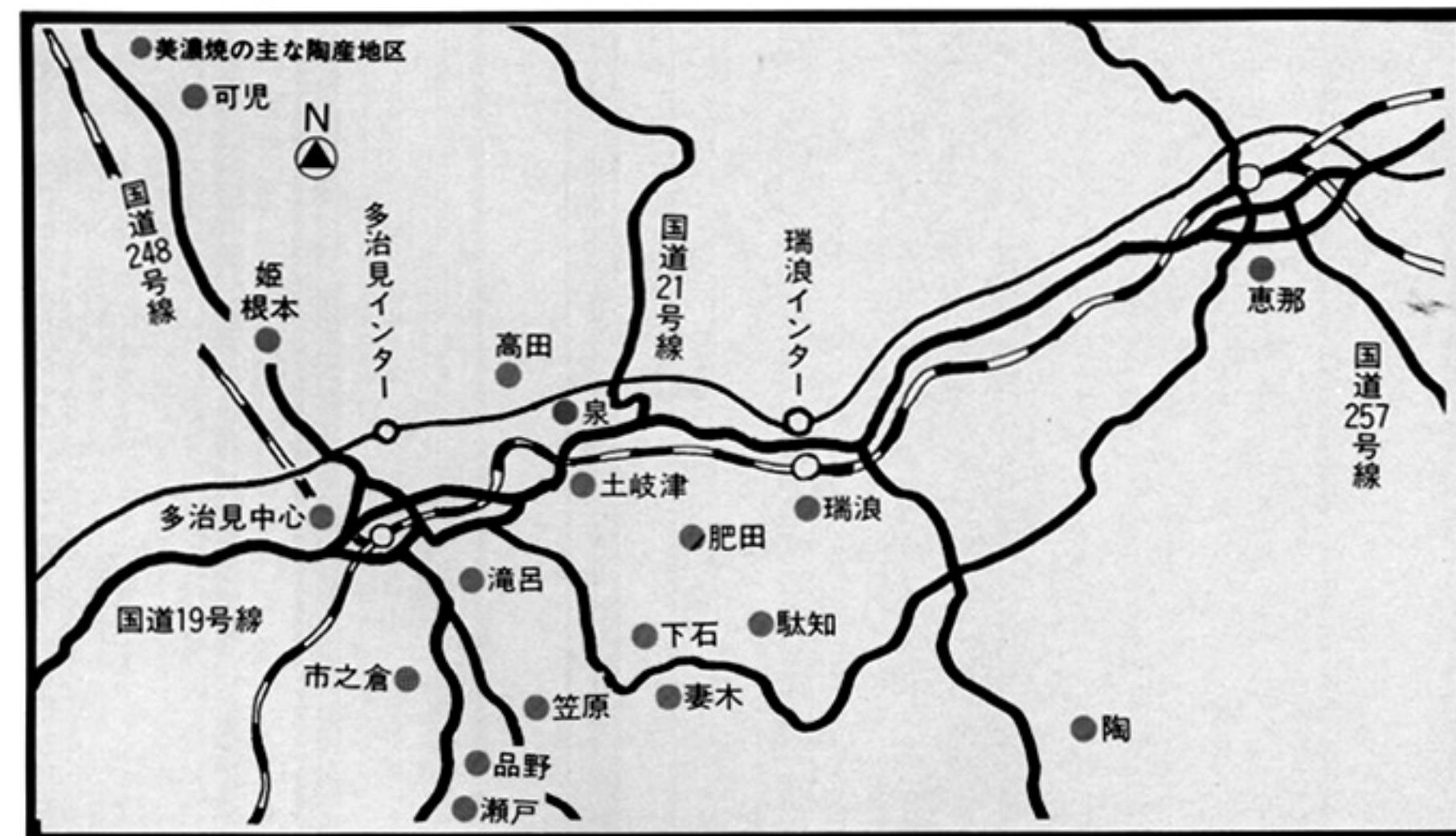
多治見中心部●和・洋食器、各種タイルなど陶磁器全般にわ

たっている。

市之倉●和食器を中心に、コーヒーカップなど趣味的なものも多い。

滝呂・根本・姫●コーヒー碗皿など洋食器関係を中心。輸出のウエイトも大きい。

高田●瓶・容器類など、土ものの感じのある炻器を中心となっている。



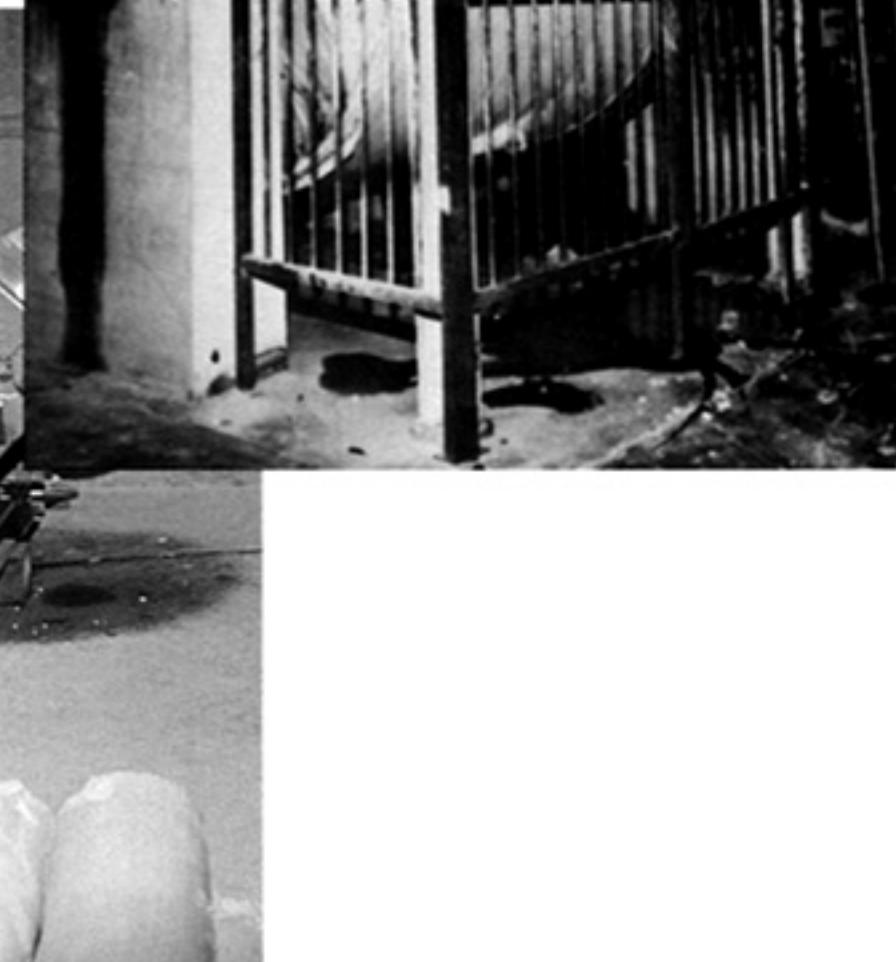
## 美濃焼のできるまで

1 採掘 やきものの原料となる土や、釉薬の原料を集めます。国内だけでなく外国からも輸入しています。



2 粉碎 いくつもの工程を経てミクロン単位の極めて細かい粉末状にします。

3 素地づくり 細かい粉末状にした原料の土を水と混ぜ合わせ、よく練り上げます。



**4** 成形 ロクロやローラーマシン、鋳込みなどの方法で  
形をつくります。



**5** 乾燥 焼く前に乾燥機に入れて十分乾燥させます。

**6** 素焼 乾燥を終えると、次に素焼窯で焼かれます。こ  
れでやきものとしての最初の火が通されるわけです。



**7** 絵付 ハンドペイント、機械絵付、直接印刷、銅版転写  
など絵柄によってさまざまな方法があります。



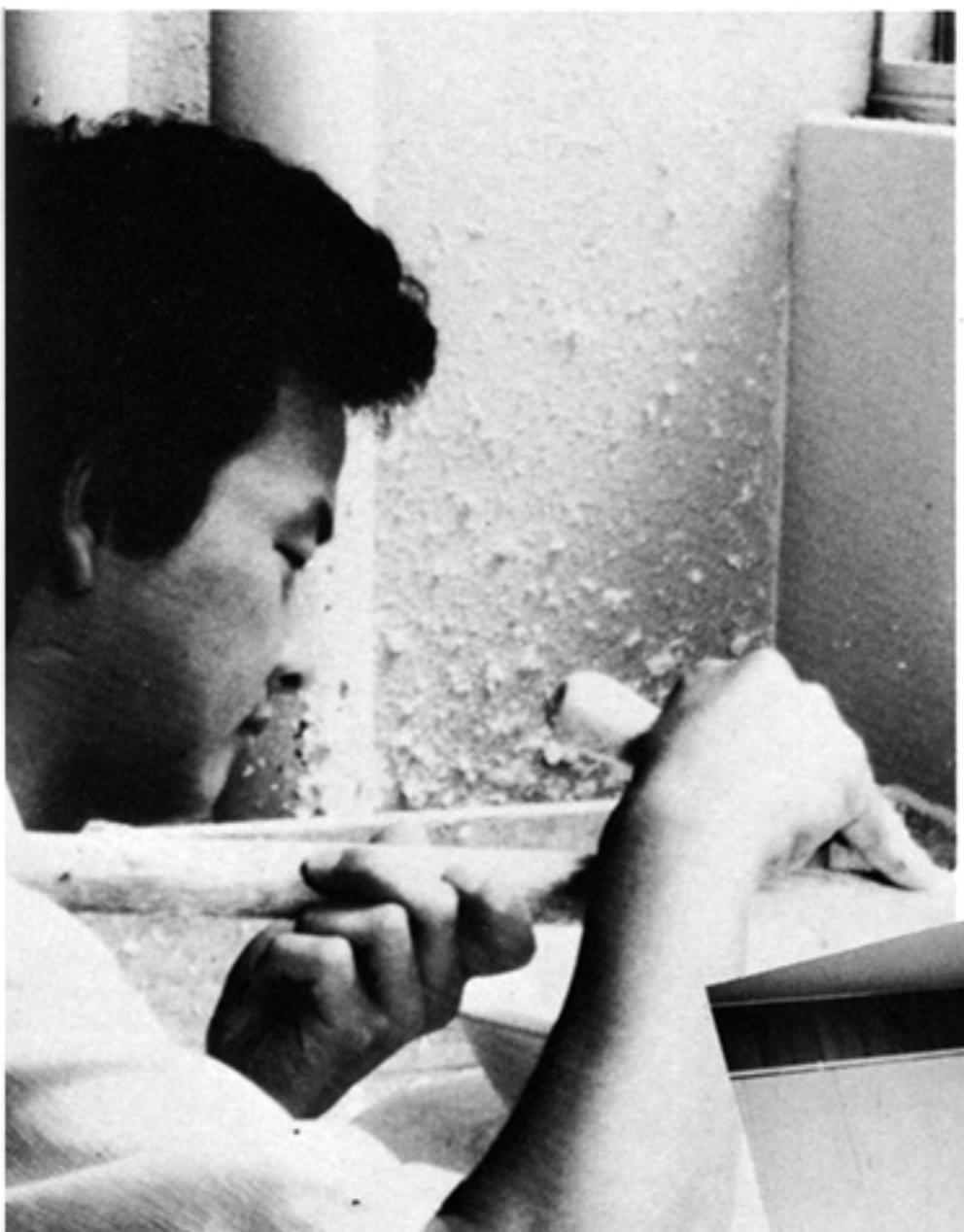
**8** 施釉 上絵付のものは本焼きした後に絵付します。下  
絵付のものは仮焼という工程を経てから施釉されます。

**9** 本焼 下絵付のものは1,250~1,350°Cで、上絵付のもの  
のは750~800°Cの高温で焼かれます。



**10** 選別 焼きあがった製品は、キズがないか一つ一つ厳  
しく検査されます。





## 新しい陶磁器産業の可能性をめざして

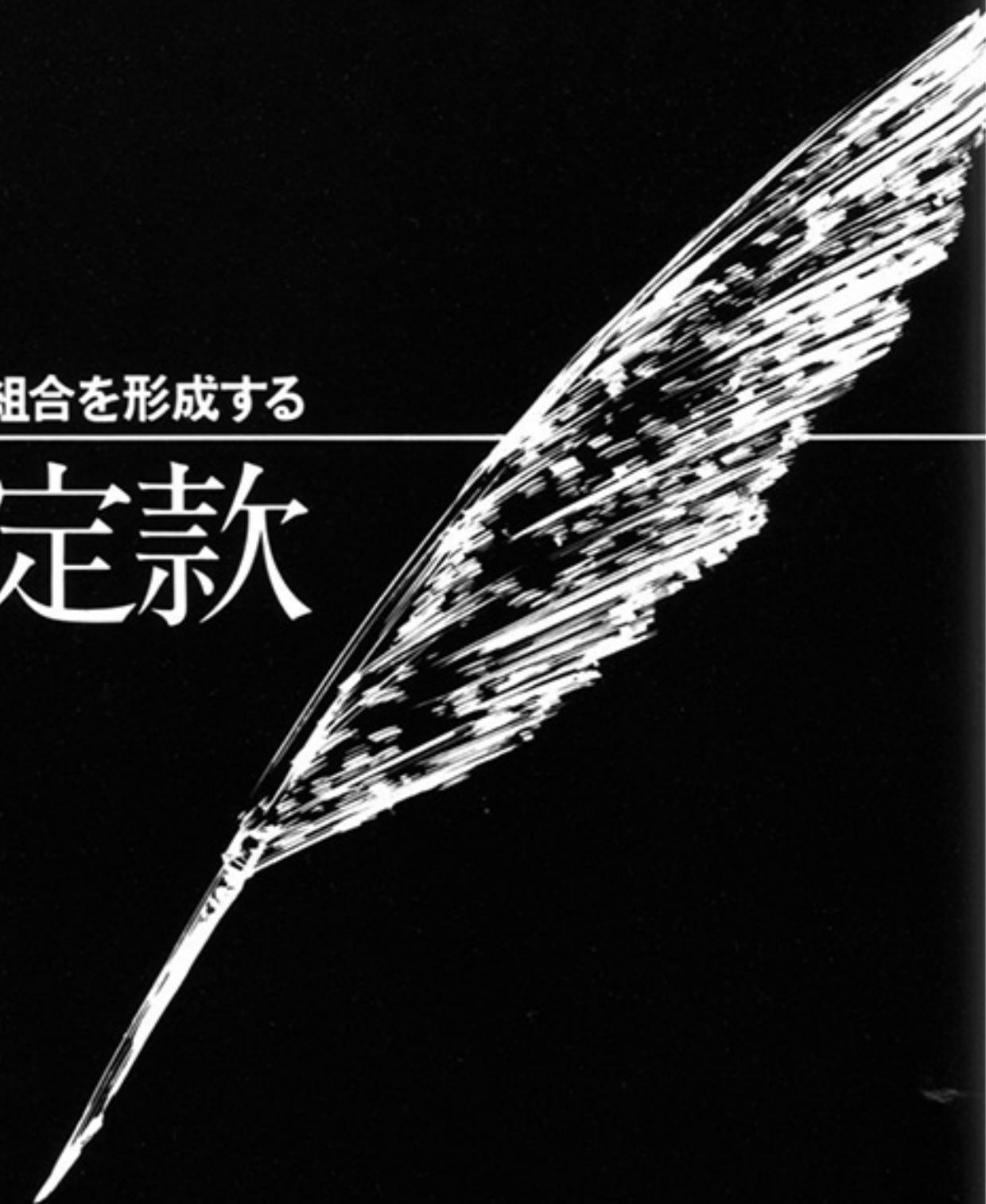
陶磁器業界はメーカーとしての窯元と流通を担当する卸部門とに大別されますが、両者は共同で、消費者のニーズに応えるため、品質の向上・新製品の開発に取組んでいます。

更に美濃焼をより広く知ってもらうために、「陶器まつり」「美濃焼まつり」「美濃焼新作展」など地元多治見市とも協力して各種のPR活動を行ない世界に羽ばたく美濃焼を目指しています。



# 多治見陶磁器卸商業協同組合員名簿

多治見陶磁器卸商業組合を形成する  
組合員・定款



## 東和会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
柳新晃	山口鉢郎	27-2141	平井町4
村井陶器	村井静夫	22-1347	金岡町4
丸ホ佐々木陶器	佐々木鉢二	23-2121	上町1
株マルキサト一	佐藤喜作	22-3244	本町7
孝	富田孝太郎	22-0301	上町1
徳字平商店	生田孝一	22-0956	本町8
株ヤマ美坂崎商店	坂崎実	22-0798	弁天町2
元	各務尊道	22-5175	上町1
刁	山口勇夫	22-2014	新富町2
新	久野高治郎	22-4647	上町1
株大洋陶園	安藤洋二	22-0927	上町1
和	古田静夫	22-3054	本町7
勘	加藤隆一	22-2461	坂上町5
株達美陶芸	加藤達夫	22-4574	本町5

## 福陶会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
株カネヨ水野義弘	水野義弘	22-4331	新町1
丸山陶器	安藤静二	22-5261	常盤町
株マルカ多治見商会	加藤良平	27-5675	旭丘町10
株カネセ野田	野田博三	23-0557	日之出町1
ヤマダイ陶器	古田寛	22-2345	常盤町
小池陶器	小池通男	22-9421	御幸町1
株金陶	金子昇一	22-9338	新富町2
(さ)	澤田幸男	22-0626	太平町4
カネマン陶器	小池繁次郎	22-2078	坂上町7

## 明陶会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
勇溝口	勇雄	22-2831	明治町2
九大雅泉堂	大嶽史朗	22-0308 27-2101	中町3
秀鈴木	秀雄	22-6851	御幸町1
七水野	七郎	22-5639	平野町3
キ渡辺	演治	22-4765	中町2
は畠	末一	22-0059	美坂町7
一岩田	浩明	22-5054	平和町5
二鬼頭	兼光	22-6814	長瀬町
三落合	貫一	22-2414	明治町1
四船戸	達郎	22-0494	本町8
九善陶器	加藤善平	22-4388	赤坂町3

## 一陶会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
御丸東倉	地義光	27-8851	旭丘町10
高高木	寿雄	22-0697	昭和町
柳山豊稻垣商店	稻垣豊	22-5009	中町
甲三宅	甲	22-2612	小田町6
田山田	高吉	22-4528	常盤町
久野商會	久野正雄	23-1844	前畠町5
光松倉商店	松倉宗助	22-2479	坂上町1
伸鳥居	伸光	22-7945	金山町
千佐藤	千代三	22-1858	本町7
カネサダ	加藤宏一	22-0344	神楽町
久野信喜	久野信喜	23-0855	坂上町3
カオル陶器	日比野薰	23-1957	坂上町2

## 光陶会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
ヤマカ陶器	加藤大吉	27-7115	旭丘町10
大和陶器	入山敬二	22-2204	住吉町3
柳山竹日比野新七商店	日比野亮二	22-0131	田代町3
松加藤	松治郎	22-9258	本町6
九日野田義市商店	野田清一	27-5602	旭丘町10
九登陶器	水野昭吉	22-0744	窯町
多大嶽	明彦	22-3543	御幸町1
御山サ佐野商店	佐野博厚	27-5226	旭丘町10
松深萱	史郎	22-0408	明治町1
井澤主一	一	22-3551	栄町1

## 常盤会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
大東製陶	加藤潔	22-6371	生田町3
井水野	欽一	22-1509	若松町3
多治見硝子製造所	小島隆一	22-4660	山下町
八安藤	博	22-0323	中町
二稻垣	潘史	22-2007	山下町
重加藤	辰郎	22-6901	山下町
治奥村	昭治	22-5775	神楽町
文吉川	紀一	22-1897	中町
永華陶園	松尾鉢	22-2544	日之出町1
利富田	利一	22-2625	山下町
富溝口	富司	22-1807	山下町
やまかげ陶苑	加藤景明	22-1989	平和町3

## 陶元会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
山峯陶器㈱	加藤良一	23-1923	白山町4
カネハマ陶器㈱	加藤軍治	22-3175	前畠町2
多治見陶苑㈱	清水一夫	22-2241	窯町
上村陶磁器㈱	上村功	22-6586	弁天町2
水野陶器	水野健一	22-2742	白山町3
仲	加藤寛二	22-4682	奥川町
マルジ陶器	小島英嗣	22-6748	陶元町
正	渡辺正	22-1780	十九田町2
美津濃商会	水野善之	22-2195	陶元町
光星陶器	庄村勝己	27-5429	平井町6
和光陶器	庄村洋	23-1904	虎溪山町3
長江陶器	長江隆男	22-9536	喜多町6
丸昭陶器	伊藤昭次	22-7922	小田町5
マルタ陶器	太田周三	27-6554	旭丘町3
林林商会	林和男	22-8060	音羽町3

## 睦陶会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
下	林孝	22-0673	小路町
大岩陶器㈱	大岩省三	22-4395	白山町3
余	玉木国男	22-0378	綿町1
岡	岡田留男	27-8602	旭丘町10
大	古林志郎	27-6051	旭丘町10
美	今井英一	22-0903	小路町
③	落合芳郎	22-1093	住吉町4
マルイ陶苑	水野勇	22-6692	光ヶ丘2
㈱キヨート一	加藤京平	22-1358	田代町2
マルマス	増田恵一	22-5562	大正町3
食	長谷川臣太	22-2746	白山町3
藤	柴田藤躬	22-3458	住吉町6
豊陶苑	鈴木聰一	22-5034	住吉町6
菱和陶苑	小川和男	22-4441	太平町1
フジ政	村井利彦	22-7493	上野町4
藤田陶苑	藤田哲	22-8357	音羽町2

## 八陶会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
㈱小田井商店	加藤静男	22-2161	三笠町2
双栄陶器㈱	柴田富士男	22-0536	光丘町4
①	大村保造	22-2755	三笠町3
藤忠	加藤陽一	22-0066	青木町
下	鶴飼良光	22-5013	田代町1
④	山内清	22-4561	御幸町2
㈱小島号	小島政士	22-3351	三笠町4
イチカネトク	加藤正夫	22-1836	錦町3
弘	水野弘一	22-4870	大畠町4
長良陶器㈱	加藤保夫	22-1365	前畠町5

## 陶本会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
日成陶器㈱	安藤教造	27-2137	小泉町1
丸五井筒産業㈱	井澤洋造	22-6265	田代町1
金	安藤津	22-5004	本町3
金	小島正兵衛	27-5310	旭丘町10
まるひら陶苑	加藤一郎	22-0819	本町1
友	加藤博彦	22-0453	本町2
山和陶器	久野泰弘	22-4523	本町2
穴	若尾司	22-7455	若松町3
佐藤式	佐藤式	22-0467	本町3
㈱ひな屋	水野新治	23-1011	宝町10
昭陶苑	安藤昭市	27-3460	根本町1

## 滝呂会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
山 弘 陶 器	櫛 竹 内 弘 一	27-7138	旭丘町 10
山 平 陶 器	吉 川 重 隆	22-0841	滝呂町 2
○	吉 川 金 一	22-6908	滝呂町 6
◎ 吉川商店	吉 川 英 雄	22-3675	滝呂町 5
フ ジ 鉄 柴	田 英 夫	22-0634	滝呂町 13
利 柴	田 利 作	22-0858	滝呂町 8
小 小 島 末 一		22-5014	滝呂町 12
豊 可 児 久 一		22-1857	滝呂町 14
信 高 木 二 三		22-2915	滝呂町 9
仙 柴 田 甲子郎		22-0719	滝呂町 13

## 豊栄会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
櫛 山 喜 谷 口 勉		27-7105	旭丘町 10
舍 若 尾 幸 太 郎		22-0551	豊岡町 2
正 奥 村 正 夫		22-1508	上野町 1
柳 森 商 会 森 正 之		22-7388	前畠町 5
芳 水 野 平 吉		22-1080	豊岡町 2
可 鈴 木 邦 男		22-0654	豊岡町 1
佐 佐 藤 順 次 商 店 佐 藤 文 男		22-3550	栄 町 3
丸 新 陶 器 加 藤 修 三		27-7015	旭丘町 10
美 山 陶 范 高 藤 武 一 郎		22-0767	前畠町 2
△ 加 藤 一 雄		22-0722	豊岡町 3
△ 加 藤 光 三		22-3566	豊岡町 2
○ 柴 田 三 郎		22-1654	田代町 1
○ 加 藤 三 代 三		22-4670	大正町 2
和 美 和 昇 松		22-2424	十九田町 2
朝 井 澤 功		22-3935	豊岡町 2
金 陶 范 坂 崎 金 市		27-2422	明和町 3
マルミハセガワ陶器 長谷川 清		23-7107	宝 町 9

## 西栄会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
前 烟 陶 器	櫛 坂 崎 重 雄	22-1311	前畠町 2
セイホ一陶器	櫛 坂 崎 博 光	27-6055	旭丘町 10
山 半 陶 器	櫛 鈴 木 久 夫	23-1133	若松町 3
柳 安 藤 進 訓 商 店	鈴 木 嘉 津 正	22-0084	小田町 2
柳 加 藤 一 陶 堂	加 藤 一 男	27-6800	旭丘町 10
柳 ヤ マ マ 陶 范	安 藤 政 治	27-7021	旭丘町 10
伊 藤 陶 器	柳 伊 藤 正 己	22-3336	前畠町 1
長 長 谷 川 一 男		23-2233	山下町 1
△ 倉 内 敏 博		22-0391	錦町 1
多 治 見 商 事	櫛 生 田 高 雄	22-4309	平和町 7
久 久 野 純 平		22-2355	昭和町
サ ク ラ 陶 器	櫛 水 野 一 郎	22-2723	平和町 1
シ バ 宗 陶 范	柴 田 宗 市	22-0300	錦町 2
柳 大 嶽 陶 器 店	大 嶽 力	22-1042	三笠町 1
丸 は 長 谷 川 陶 器	櫛 長 谷 川 雅 己	22-1974	三笠町 3
山 本 陶 器	櫛 山 本 泰 造	22-4625	昭和町
ヤマカワ川本陶器	川 本 秀 逸	22-3547	御幸町 1
光 高 見 光 男		22-2027	三笠町 2
平 加 藤 平 三		22-1442	御幸町 3
マルコヨシグ陶器	葭 田 強 平	22-4409	三笠町 3
春 溝 口 春 幸		27-4425	明和町 3

## 進和会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
山初物産	柳加藤信次	23-0702 27-5308	大日町2 旭丘町10
山浜商店	伊藤和美	22-9471 27-7221	精華町1 旭丘町10
カスミ陶器店	霞利男	22-1530	大日町2
華陽陶器	山本重一	22-3594	虎渓町1
常盤商会	伊藤三郎	22-1666	精華町1
ヤマカ陶彩	若尾国一	22-1493	大日町1
正陶苑	遠藤正雄	22-1910	弁天町1
若	若尾延治	22-0986	大日町1
小川陶苑	小川定雄	22-3919	音羽町3
林	林勝三	22-1568	大日町1
陶	安藤卓也	22-2770	十九田町1
高橋商店	高橋庄造	22-1034	若松町1
山一陶器	宮島昇二	22-5951	小田町4
三宅兄弟商会	三宅英二	22-6743	平井町2
柳陶苑	柳生常美	27-3623	北丘町4

## 上陶会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
マスイチ	古田進	22-1375	上野町5
クニマル商店	肥田国男	22-9238	十九田町1
守	三宅守久	22-5780	上野町3
ヤマカ伊藤陶器	伊藤勝彦	22-4572	上野町3
陶	若尾昌一郎	22-1684	上野町3
八	若尾幸八郎	22-3255	上野町1
力	加藤頼三	22-0529	上野町2
丸菱陶器	右角常造	22-6739	十九田町1
悦	加藤悦喜	22-0093	上野町4
惣	荻原惣一	27-3178	幸町4
久	坂崎久雄	22-1623	上野町2
合	安藤史郎	22-1767	上野町4
山	加松田完太郎	22-2540	上野町3
長谷川商会	長谷川敏行	27-7234	旭丘町10

## 陶郷会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
イチャマコ陶器	小林栄一郎	23-3511	若松町3
山松マツダ陶器	松田真治	23-3411	音羽町2
②	鈴木英雄	27-2573	平井町3
④	竹内捨義	22-5521	弁天町1
柳林陶器	林林夫	22-1609	田代町2
一倉陶園	高木保平	22-9598	光丘町1
カネコ小島陶器	小島治夫	23-1818	音羽町1
⑤	水野久作	22-8676	田代町1
⑥	神戸慶和	22-1049	榮町2
ヤマ志陶器	若尾重光	23-2031	大日町2
寿	渡辺恩	22-1693	田代町3
カネトシ	水野昭吾	22-1970	田代町1
マル利陶器	鈴木利夫	22-2714	田代町3
巳	荻原兵造	22-4659	田代町2
今	春田健治	22-1792	田代町1
光	小島元一	22-1770	田代町1
清	河地清武	22-1971	田代町1
美津濃陶器	水野康三	22-2811	平和町7
山	悦加藤哲也	23-0894	前畠町3
一成陶苑	水野治	23-4035	平和町5

## 陶新会

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
日比野陶器㈱	日比野 依久男	22-9481	坂上町1
ミサカ陶器	向井 政積	22-5482	美坂町1
フジコ一陶器	加藤 政幸	22-6072	美坂町8
カワムラ陶苑	河村 利政	22-5062	田代町2
㈲丸初商店	柴田 三子夫	22-3616	坂上町7
猛陶苑	藤井 猛夫	22-0766	小田町1
野口陶器	野口林 三	22-6446	星台町1
ヤマ精陶器	後藤 精三	27-3567	小泉町2
大和陶苑	奥村 敏男	22-1404	平和町1
㈲政川	川村 政衛	22-4567	錦町4
㈲水野	水野 清重	22-1809	平和町3
美光陶苑	山田 美濃武	23-3111	坂上町8
大祐商店会	加藤 義和	22-2878	平和町6

## 会外

商社店名	代表者店主名	電話番号	住所
香蘭社陶芸㈱	深川 進一	29-2821	大針町塙井戸
アケチ茶器販売業所	水越 秀雄	27-7025	旭丘町10
㈱マルイ	伊藤 清	27-8021	旭丘町10
㈱織部	奥村 静雄	27-3730	旭丘町10
岩井陶器	岩井 敏	22-3221	白山町1
㈱保谷チャイナー	齊藤 春雄	27-2281	松坂町1
㈲美濃焼園	若尾 横夫	22-2827	田代町3
㈲美濃焼園	渡辺 日出人	22-2436	上山町2
㈲力ネ菱	加藤 博也	22-3703	平和町7
㈲花村進商店	花村 善徳	22-1529	明治町1
ながい陶器	永井 博之	22-5686	平和町1
美和商店	美和 英吉	22-2810	上町3
㈲武藤洋司	武藤 洋司	23-2785	宝町5

## 会外

トヨ一	石垣 兵頭	22-2760	生田町3
勇	加藤 勇一	22-0523	三笠町4
重	大村 重三	22-4526	御幸町3
㈱自羊苑	高橋 輩	23-8329	光丘町2
野村陶器	野村建寿	22-7583	陶元町2

## PM会 資材卸業者一覧表

商社店名	電話番号	住所
東海紙業	22-7834	多治見市小泉町7丁目192
曾根ツル製作所	23-2940	多治見市赤坂町3丁目26番地
ハヤシ紙器	22-8338	多治見市陶元町179の2
奥村パッケージ㈱	<05725>5-2861	土岐市泉町大富247の1
ヤマヒテ木箱製作所	22-0478	多治見市田代町1の75
長谷川紙器工業所	23-4157	多治見市虎渓山町7-14
㈱OKパッケージ	22-6057	多治見市宝町3丁目75番地
志村印刷	22-5038	多治見市虎渓町2丁目62
陶都化工有限会社	22-0821	多治見市虎渓町2丁目45番地
マルタ商店	23-3712	多治見市坂上町3丁目
中川事務機商会	27-4534	多治見市旭ヶ丘10丁目2の175

# 多治見陶磁器卸商業協同組合定款

## 第1章 総 則

目的 第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上を図ることを目的とする。

名称 第2条 本組合は、多治見陶磁器卸商業協同組合と称する。

地区 第3条 本組合の地区は、岐阜県多治見市の区域とする。

事務所の所在地 第4条 本組合は、事務所を岐阜県多治見市に置く。

公告の方法 第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、中日新聞に掲載する。

規約 第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、総会の議決により規約で定める。

## 第2章 事業

事業 第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う陶磁器・ガラス製品の共同購買。
- (2) 組合員の取り扱う商品（副資材）の共同購買。
- (3) 組合員の必要とする自動車燃料等の共同給油・運営管理。
- (4) 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業。
- (5) 組合員のためにする損害保険代理業。
- (6) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む）および組合員のためにするその借入れ。
- (7) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、銀行、相互銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証、またはこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て。
- (8) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結。
- (9) 組合員の事業に関する経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及を図るための教育および情報の提供。
- (10) 組合員の福利厚生に関する事業。
- (11) 前各号の事業に附帯する事業。

## 第3章 組 合 員

組合員の資格 第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 陶磁器製品の卸販売を行う事業者であること。

(2) 組合の地区内に店舗又は事業所を有すること。

加入 第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2. 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

加入者の出資払込みおよび加入金 第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全額または一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2. 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3. 加入金の額は、総会において定める。

相続 加入 第11条 死亡した組会員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

自由脱退 第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2. 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

除名 第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員。
- (2) 出資の払込み、経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員。
- (3) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとした組合員。
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員。
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員。

脱退者の持分の払い戻し 第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

使用料または手数料 第15条 本組合は、その行う事業について使用料または手数料を徴収することができる。

2. 前項の使用料または手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で

(1) 陶磁器製品の卸販売を行う事業者であること。

(2) 組合の地区内に店舗又は事業所を有すること。

加 入 第 9 条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2. 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

加入者の出資払込みおよび加入金 第 10 条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全額または一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2. 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3. 加入金の額は、総会において定める。

相 続 加 入 第 11 条 死亡した組会員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

自 由 脱 退 第 12 条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2. 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

除 名 第 13 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員。
- (2) 出資の払込み、経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員。
- (3) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとした組合員。
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員。
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員。

脱退者の持分の 払いもどし 第 14 条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

使用料または手数料 第 15 条 本組合は、その行う事業について使用料または手数料を徴収することができる。

2. 前項の使用料または手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で

定める。

経 費 の 賦 課 第 16 条 本組合は、その行う事業の費用（使用料または手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため組合員に経費を賦課することができる。

2. 前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他必要な事項は、総会において定める。

出資口数の減少 第 17 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

2. 本組合は、前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。

3. 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

届 出 第 18 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称または事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止したとき。
- (3) 資本の額または出資の総額が1,000万円を超え、かつ當時使用する従業員の数が50人を超えたとき。

過 息 金 第 19 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過息金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第8号に規定する団体協約に違反した組合員。
- (2) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員。
- (3) 前条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした組合員。

#### 第 4 章 出資および持分

出資1口の金額 第 20 条 出資1口の金額は、1,000円とする。

出資の払込み 第 21 条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

延 濟 金 第 22 条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過息金、その他本組合に対する債務を履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで、年利1割4分5厘の割合で延滞金を徴収することができる。

持 分 第 23 条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定す

る。

2. 持分の算定に当っては、100円未満のは数は切り捨てるものとする。

## 第 5 章 役員・顧問および職員

役員の定数 第 24 条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 25人
- (2) 監事 5人

～ 役員の任期 第 25 条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 3年
- (2) 監事 2年

2. 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3. 理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員の任期は、第 1 項に規定する任期とする。

4. 任期の満了または辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員の職務を行う。

員外役員 第 26 条 役員のうち、組合員または組合員たる法人の役員でない者は、理事について 1 人とする。

理事長・副理事長および専務理事の職務 第 27 条 理事のうち 1 人を理事長、3 人を副理事長、1 人を専務理事とし、理事会において選任する。

2. 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがいその職務を代理し、または代行する。

4. 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して、本組合の常務を執行し、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは、その職務を代理し、または代行する。

5. 理事長、副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者または代行者 1 人を定める。

監事の職務 第 28 条 監事は、何時でも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行うため、特に必要があるときは、組合の業務および財産の状況を調査することができる。

役員の忠実義務 第 29 条 理事および監事は、法令・定款および規約の定め、ならびに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

役員の選挙 第 30 条 役員は、総会において選挙する。

- 2. 役員の選挙は、単記式無記名投票によって行う。
- 3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
- 4. 第 2 項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名薦選の方法によって行うことがある。
- 5. 指名薦選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

役員の報酬 第 31 条 役員に対する報酬は、総会において定める。

顧問 第 32 条 本組合に顧問を置くことができる。  
2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

職員 第 33 条 本組合に参事および会計主任を置くことができる。  
2. 参事および会計主任の選任および解任は、理事会において決する。

第 34 条 本組合に次の職員を置くことができる。

- (1) 主事 若干名
- (2) 書記 若干名

## 第 6 章 総会・理事会および委員会

総会の招集 第 35 条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

総会招集の手続 第 36 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を各組合員に発して ものとする。

書面または代理人による議決権または選挙権の行使 第 37 条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって議決権または選挙権行使することができる。この場合は、その組合員の親族もしくは常時使用する使用人または他の組合員でなければ代理人となることができない。

2. 代理人が代理する組合員の数は 2 人とする。

総会の議事 第 38 条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決す

るものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**総会の議長** 第39条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員または組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

**緊急議案** 第40条 総会においては、出席した組合員（書面または代理人により議決権または選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

**総会の議決事項** 第41条 総会においては、法または定款で定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度。
- (2) 1組合員に対する貸付け（手形の割引を含む。）または1組合員のためにする債務保証の金額の最高限度。
- (3) その他理事会において必要と認める事項。

**総会の議事録** 第42条 総会の議事録は、議長および出席した理事が作成し、これに記名押印するものとする。

2. 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 開会の日時および場所。
  - (2) 組合員数およびその出席者数。
  - (3) 議事の経過の要領。
  - (4) 議案別の議決の結果（可決、否決の別および賛否の議決権数）。

**理事会の招集** 第43条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長が事故または欠員のときは、（あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい）副理事長が、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは専務理事が、理事長・副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。
3. 理事は、必要があると認めるときは、何時でも、理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。
4. 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会の招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

**理事会招集の手続** 第44条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時および場所を各理事に通知するものとする。ただし理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

**理事会の議事** 第45条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

**理事会の書面議決** 第46条 理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、通知のあった事項に

ついて、書面により理事会の議決に加わることができる。

**理事会の議決** 第47条 理事会は、法またはこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案。
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項。

**理事会の議長および議事録** 第48条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2. 理事会の議事録については、第42条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第2項第4号中「（可決、否決の別および賛否の議決権数）とあるのは、「（可決、否決の別および賛否の議決権数ならびに賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。

**委員会** 第49条 本組合は、その事業の執行に際し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2. 委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

## 第7章 会計

**事業年度** 第50条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

**法定利益準備金** 第51条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

2. 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくさない。

**資本準備金** 第52条 本組合は、加入金・増口金および減資差益（第14条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

**再評価積立金** 第53条 本組合は、資産を再評価したときは、再評価差額を再評価積立金として積立てるものとする。

**特別積立金** 第54条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

**法定繰越金** 第55条 本組合は、第7条第9号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰越すものとする。

**利益剰余金および繰越金** 第56条 1事業年度における総益金に総損金および繰越損益金を加減したものを利用剰余金とし、第51条の規定による法定利益準備金、第54条の規定による特別積立金および前条の規定による繰越金ならびに納税引当金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、または翌事業年度に繰り越すものとする。

**利益剰余金の配当** 第57条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、

---

もしくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、または事業年度末における組合員の出資額および組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2. 事業年度における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割をこえないものとする。

3. 配当金の計算については、第23条第2項（持分）の規定を準用する。

**損失金の処理** 第58条 損失金のてん補は、特別積立金・法定利益準備金・資本準備金・再評価積立金の順序にしたがってするものとする。

**職員退職給与引当金** 第59条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の100分の10以上を計上する。